

## 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の平成23年度に係る業務の実績に関する評価

### 全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

#### ①評価結果の総括

・第2期中期計画の達成に向けて順調に進捗している。年度計画に基づいた業務の着実な実施と改善・充実が、各業務の質の向上や効率化につながり、計画を順調に達成している。

・特に、学校法人等への経営支援・情報提供事業においては、①詳細なモニタリングの定期的実施や専門家の活用、②経営相談マニュアルの内容についての改善及び内部研修会の実施、③「災害対策相談窓口」の設置及び被災した学校法人等からの経営相談の積極的な対応、④ホームページの内容の工夫、私学リーダーズセミナーの実施等きめ細やかに行われており、私立学校支援に大いに役立っていると評価できる。

#### ②平成23年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

##### (1)事業計画に関する事項

・補助金説明会のアンケートの理解度については、目標値の90%を昨年に引き続き上回ったことは評価できるものの、今後、補助金の適正な申請・使用に向けて、補助金制度の理解度をより向上させるとともにそれを把握する方策や、学校法人への周知徹底及び注意喚起にかかる取組強化についての更なる検討が期待される。(項目別-10)

##### (2)業務運営に関する事項

・貸付事業については、事業団の助成業務に係る業務経費を貸付事業の収益で賄っているため、毎年度一定の貸付実績と総貸付金残高を堅実に確保していくことが重要であることから、今後も貸付制度の適正な運用に加え、経営相談等も活かしつつ、より学校法人の実情に沿った貸付方策の検討に努める必要がある。

なお、今年度の貸付計画の執行率や貸付実績が前年度を下回ったことについては、東日本大震災等の特殊事情によるものと理解するが、今後、貸付計画の実現性を高めていくことを期待する。(項目別-87)

#### ③特記事項

・東日本大震災への対応として、①被災地の大学が早期に復興できるよう経常費補助金を前倒して交付、②被災した私立学校の災害復旧に要する経費及び当面の経営資金について、5年間の無利子とその後の長期低利融資を特別に実施、③被災地域の学校法人に対し、お見舞い、被災状況の把握、震災復旧支援融資の案内等を目的とした訪問調査の実施(306法人)、④被災した私立学校の復旧・復興とそれらを支援しようとする企業等の法人又は個人をマッチングさせて寄付金の授受を可能にするための「私学支援ポータルサイト」の開設等様々な取組を実施しており、評価できる。

文部科学省独立行政法人評価委員会  
高等教育分科会 日本私立学校振興・共済事業団部会 名簿

○ 部 会 長

佐野 慶子

日本公認会計士協会 常務理事

○ 臨時委員

石堂 正信

株式会社J R 東日本リテールネット 常務取締役

佐藤 誠二

国立大学法人静岡大学 人文社会科学部長  
・人文社会科学研究科長

田中 清

銀座ファースト法律事務所所長 弁護士

渡辺 善子

日本アイ・ビー・エム株式会社 顧問

## 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 平成23事業年度に係る業務の実績に関する評価

### 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						(小項目名) 情報収集提供機能の充実・改善状況	A	A	A	A	
(大項目名) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A		(小項目名) 学校法人等に対する情報提供状況	A	B	A	A	
(中項目名) 私立大学等に対する補助事業	A	A	A	A		(中項目名) 受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	
(小項目名) 補助金配分方法の見直し状況	A	A	A	A		(小項目名) 利用促進に向けた取組状況	A	A	A	A	
(小項目名) 補助金制度の周知状況	A	A	A	A		(小項目名) 電算処理システムの構築状況	A	A	A	A	
(小項目名) 補助金申請方法の改善状況	A	A	B	A		(中項目名) 学術研究振興基金事業	A	A	A	A	
(中項目名) 学校法人等に対する貸付事業	A	A	A	A		(小項目名) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況	A	A	A	A	
(小項目名) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	A	A	A	A		(小項目名) 研究成果の普及の取組状況	A	A	A	A	
(小項目名) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	A	A	A	A		(小項目名) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	A	A	A	A	
(小項目名) 延滞債権の回収に向けた取組状況	A	A	A	A		(小項目名) 取扱基準の周知の取組状況	B	A	A	A	
(中項目名) 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A	A	A		(小項目名) 基金事業の広報活動状況	A	A	A	A	
(小項目名) 経営改善等に向けた支援の取組状況	A	A	A	A		(中項目名) 事業に関する情報開示	A	A	A	A	
(小項目名) 経営改善計画の作成支援状況	A	A	A	A		(小項目名) ホームページ等を活用した情報開示の状況	A	A	A	A	
(小項目名) HP内容の工夫・改善の取組状況	A	A	A	A		(小項目名) 公表資料のHPへの掲載状況	A	A	A	A	

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)

## 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○業務運営の効率化に関する事項						(中項目名) 期間全体に係る予算	A	A	A	A	
(大項目名) 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A		(中項目名) 期間全体に係る収支計画	A	A	A	A	
(中項目名) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A		(中項目名) 期間全体に係る資金計画	A	A	A	A	
(中項目名) 経費等の縮減・効率化	A	A	A	A		(大項目名) 短期借入金の状況	—	—	—	—	
(中項目名) 契約の適正化	A	A	A	A		○その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
○財務内容の改善に関する事項						(大項目名) その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	
(大項目名) 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A		(中項目名) 施設・設備に関する計画	—	—	—	—	
(中項目名) 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	A	A	A		(中項目名) 人事に関する計画	A	A	A	A	
(小項目名) 収支計画に沿った適切な運営状況	A	A	A	A		(小項目名) 適切な人事配置の状況	A	A	A	A	
(小項目名) 自己収入確保の状況	A	A	A	A		(小項目名) 人材確保に向けた取組状況	A	A	A	A	
(中項目名) 財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A		(小項目名) 職員の資質・能力向上に向けた取組状況	A	A	A	A	
(小項目名) 財務内容の透明性等の確保の状況	A	A	A	A		(中項目名) 研修等助成に関する計画	A	A	A	A	
(小項目名) 財政状態の健全性の確保の状況	A	A	A	A		(中項目名) 中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	
(中項目名) 人件費の削減等	B	A	A	A							

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
収入						支出					
政府出資金	—	—	11,000	—	28,166	貸付金	39,044	55,488	86,216	70,140	60,152
借入金	18,800	40,100	56,900	46,600	14,500	借入金償還	56,325	53,634	54,613	55,404	54,858
私学振興債券	7,998	3,998	8,000	8,000	5,000	借入金利息	12,160	10,886	9,879	9,166	8,442
貸付回収金	67,404	64,982	65,681	69,559	74,272	私学振興債券償還	—	—	—	—	6,000
貸付金利息	14,890	13,709	12,804	12,340	11,912	債券利息	696	807	889	999	1,073
預金利息	25	15	7	3	9	債券発行諸費	30	16	30	30	20
国庫補助金	328,050	324,827	321,782	322,182	339,381	助成金	22	73	100	100	100
受入寄付金	20,007	15,762	13,099	13,616	15,208	交付補助金	328,050	324,827	321,782	322,182	339,381
受入基金	26	19	10	8	4	配付寄付金	20,759	15,455	14,404	12,630	13,638
基金受取利息	110	110	110	114	110	学術研究振興費	115	129	129	130	129
雑収入	123	401	595	2,473	2,718	人件費	1,139	1,100	1,039	1,016	1,052
						一般管理費	167	159	158	155	160
						業務経費	415	387	379	387	419
						施設設備費	40	—	—	—	—
						長期勘定へ繰入	11	37	50	70	100
						雑支出	109	384	577	2,456	2,702
計	457,433	463,923	489,988	474,895	491,280	計	459,082	463,382	490,245	474,865	488,226

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	328,050	324,827	321,782	322,182	339,381	補助金等収益	328,050	324,827	321,782	322,182	339,381
借入金利息	12,103	10,827	9,822	9,118	8,386	貸付金利息	14,915	13,576	12,794	12,315	11,825
配付寄附金	20,759	15,455	14,404	12,631	13,637	寄附金収益	20,877	15,587	14,536	12,764	13,770
一般管理費	628	545	552	535	549	財務収益・雑益	147	410	601	2,475	2,727
その他	2,319	2,454	2,948	4,919	5,580	受託収入	—	1	1	0	0
臨時損失	2	0	1	0	1	臨時利益	96	390	9	36	50
法人税、住民税及び事業税	3	0	0	0	0						
計	363,864	354,108	349,509	349,385	367,534	計	364,085	354,791	349,723	349,772	367,753
						純利益(損失)	221	683	214	387	219
						総利益(損失)	221	683	214	387	219

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。

※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	328,050	324,827	321,782	322,182	339,381	国庫補助金収入	328,050	324,827	321,782	322,182	339,381
貸付による支出	39,044	55,488	86,216	70,140	60,152	貸付金の回収による収入	67,526	64,982	65,681	69,559	74,272
長期借入金の返済による支出	56,325	53,634	54,613	55,404	54,858	長期借入による収入	18,800	40,100	56,900	46,600	14,500
借入金利息支出	12,160	10,886	9,879	9,166	8,442	貸付金利息収入	14,945	13,586	12,797	12,275	11,889
私学振興債券の償還による支出	—	—	—	—	6,000	受配者指定寄付金の受入による収入	19,722	15,159	13,097	13,584	15,136
受配者指定寄付金の配付による支出	20,458	14,839	14,398	12,596	13,563	その他の収入	8,361	4,645	8,725	10,623	7,888
その他の支出	2,733	3,108	3,061	5,223	5,466	投資活動による収入	119,768	105,875	129,521	108,032	242,246
投資活動による支出	118,441	105,988	130,027	106,035	245,345	財務活動による収入	26	19	11,010	8	28,169
財務活動による支出	33	110	150	170	200	前年度よりの繰越金	11,565	11,519	11,832	11,219	13,165
翌年度への繰越金	11,519	11,832	11,219	13,166	13,239						
計	588,763	580,712	631,345	594,082	746,646	計	588,763	580,712	631,345	594,082	746,646

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
資産						負債					
流動資産	610,237	601,659	622,286	622,015	610,518	流動負債	64,242	64,667	64,680	71,293	77,460
固定資産	8,482	8,210	7,682	8,206	8,050	固定負債	499,374	489,507	498,520	491,935	445,925
						負債合計	563,616	554,174	563,200	563,228	523,385
						純資産					
						資本金	48,969	48,969	59,969	59,969	88,135
						資本剰余金	5,347	5,365	5,375	5,383	5,387
						利益剰余金	787	1,360	1,424	1,641	1,661
						(うち当期未処分利益)	221	683	214	387	219
						(うち当期未処理損失)	—	—	—	—	—
						純資産合計	55,103	55,694	66,768	66,993	95,183
資産合計	618,719	609,869	629,968	630,221	618,568	負債純資産合計	618,719	609,868	629,968	630,221	618,568

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
I 当期未処分利益(又は損失)					
当期総利益	221	683	214	387	219
当期総損失	—	—	—	—	—
前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
II 利益処分額					
積立金	112	533	44	187	19
積立金取崩額	—	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団法第35条第1項に基づく助成金	73	100	100	100	100
日本私立学区振興・共済事業団法附則第12条の規定に基づく長期勘定への繰入	37	50	70	100	100

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。  
 ※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職員数	103	103	103	103	103

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の平成23事業年度に係る業務の実績評価〔項目別評価〕

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)1-1】	1 私立大学等に対する補助事業	【評定】 A			
【(小項目)1-1-1】	(1) 補助金配分方法の見直し状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:各大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。</p> <p>中期計画:文部科学省における補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、効率的な補助金の交付に向け、積極的に文部科学省と協議を行うなど配分方法の適時適切な見直しを行う。</p> <p>年度計画:補助金の適切な配分を行うため、定員充足状況に応じた減額をさらに強化するなど、増減率表の見直しを行う。また、平成23年度予算において、従来の一般補助と特別補助が抜本的に組み替えられたことによる所要の変更を行う。</p> <p>また、東日本大震災に係る補正予算として措置された私立学校教育研究活動の復旧費及び学費減免事業費に対する補助金の早急な交付を行う。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.35～46 参照。			
【インプット指標】 (単位:百万円、人)					
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	
人件費	164	153	154	160	
業務経費	157	123	132	138	
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	
従事人員数	20	19	20	20	
注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。					
注2:単位は百万円未満切り捨てである。					
注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※					
注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。					
※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。					
なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。					



評価基準	実績	分析・評価																													
<p>【補助金配分方法の見直し状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員充足状況に応じた減額をさらに強化するため、増減率表の見直しを行ったか。</li> <li>・平成23年度予算において、従来の一般補助と特別補助が抜本的に組み替えられたことに対し、配分基準について変更を行ったか。</li> </ul>	<p>(1) 補助金の適切な配分を行うため、一般補助、特別補助について、下記のとおり配分方法の見直しを行うとともに、平成23年度予算において、従来の一般補助と特別補助が抜本的に組み替えられたことによる所要の変更を行った。</p> <p>また、東日本大震災に係る補正予算として措置された私立学校教育研究活動の復旧費及び学費減免事業費に対する補助金の早急な交付を行った。</p> <p>【一般補助】(実績報告書P.35～42)</p> <p>① 定員充足状況に応じた減額など増減率表等の見直し</p> <p>ア <u>補助金の不交付基準(取扱要領)の見直し(実績報告書P.35・42)</u></p> <p>○ <u>不交付となる定員超過率の変更</u></p> <p><u>不交付となる収容定員超過率及び入学定員超過率について平成23年度以降、収容定員が8,000人以上の大学等に対しては、経過措置を設けた上で、不交付となる定員超過率について、収容定員超過率を1.4倍以上、入学定員超過率を1.2倍以上(医・歯学部を除く)に引き下げ定員管理の適正化を促した。</u></p> <table border="1" data-bbox="707 810 1494 1433"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">収容定員超過率 (在籍学生数/収容定員)</th> <th colspan="3">入学定員超過率 (入学者数/入学定員)</th> </tr> <tr> <th></th> <th><u>収容定員8,000人以上の学校</u></th> <th>学部等[医・歯学部を除く]</th> <th><u>収容定員8,000人以上の学校(経過措置)</u></th> <th>医・歯学部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1.50倍以上</td> <td>1.50倍以上</td> <td>1.30倍以上</td> <td>1.20倍以上 (1.30倍以上)</td> <td>1.10倍以上</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1.50倍以上</td> <td>1.40倍以上</td> <td>1.30倍以上</td> <td>1.20倍以上 (1.25倍以上)</td> <td>1.10倍以上</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1.50倍以上</td> <td>1.40倍以上</td> <td>1.30倍以上</td> <td>1.20倍以上</td> <td>1.10倍以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収容定員超過率 (在籍学生数/収容定員)		入学定員超過率 (入学者数/入学定員)				<u>収容定員8,000人以上の学校</u>	学部等[医・歯学部を除く]	<u>収容定員8,000人以上の学校(経過措置)</u>	医・歯学部	平成23年度	1.50倍以上	1.50倍以上	1.30倍以上	1.20倍以上 (1.30倍以上)	1.10倍以上	平成24年度	1.50倍以上	1.40倍以上	1.30倍以上	1.20倍以上 (1.25倍以上)	1.10倍以上	平成25年度	1.50倍以上	1.40倍以上	1.30倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上	<p>補助金の不交付基準について、定員管理の適正化促進の観点から、一定の配慮の下に見直しを行ったことは評価できる。</p> <p>なお、定員割れの学校に対する減額・傾斜配分は、経営支援と併せて行い、経営改善に繋がるよう行うことが期待される。</p> <p>また、東日本大震災に関し、被災地の大学等が早期復興できるよう、補正予算成立後補助金の早急な交付を行ったことは評価できる。</p>
区分	収容定員超過率 (在籍学生数/収容定員)		入学定員超過率 (入学者数/入学定員)																												
		<u>収容定員8,000人以上の学校</u>	学部等[医・歯学部を除く]	<u>収容定員8,000人以上の学校(経過措置)</u>	医・歯学部																										
平成23年度	1.50倍以上	1.50倍以上	1.30倍以上	1.20倍以上 (1.30倍以上)	1.10倍以上																										
平成24年度	1.50倍以上	1.40倍以上	1.30倍以上	1.20倍以上 (1.25倍以上)	1.10倍以上																										
平成25年度	1.50倍以上	1.40倍以上	1.30倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上																										

イ 補助金算定方法等(配分基準)の見直し(実績報告書P.36～42)

○ 定員超過による傾斜配分の強化(実績報告書P.36～37)

適正な定員管理を促すため、収容定員超過の学部等に係る傾斜配分について、平成23年度(最大30%減)から平成25年度(最大50%減)までの年次計画に基づき減額を強化し、定員管理の適正化を促した。

なお、収容定員8,000人以上の学校に設置されている学部等については、平成24年度からの定員超過率の強化に併せて増減率表を変更し、より減額を強化する。

○ 定員割れによる傾斜配分の強化(実績報告書P.37)

定員規模の適正化により経営改善を促すため、収容定員割れ学部等に係る傾斜配分について、平成19年度(最大18%減)から平成23年度までの年次計画に基づき減額を強化(最大50%減)し、定員規模の適正化により経営改善を促した。また、平成23年11月14日付けで、私立大学等経常費補助金配分基準を改正した。

○ 教員経費及び学生経費の単価の改正等(実績報告書P.38～39)

従来の特別補助において対象としていた取組のうち、共通的な取組として一般化したもの(下記の移行項目)については一般補助において支援することとし、私立大学等経常費補助金配分基準を次のとおり改正した。

・ 教員経費及び学生経費の単価増

平成22年度の特別補助のうち、「大学院教育の実質化の推進」及び「ICT活用教育研究支援」を一般補助で支援することとし、教員経費及び学生経費の単価を増額(平成23年11月14日付改正)

・ 人数及び整備状況による加算

教育研究補助者(ポスト・ドクター、研究支援者、リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント)、障がいのある学生の在籍状況に加え、障がいのある学生の受入れ環境及びICTを活用した教育研究環境の整備状況による額を一般補助の経常的経費へ加算(平成24年2月27日付改正)

<教員経費の経常的経費への加算>【新規】

区 分	1人当たり加算額(千円)	
	22年度	23年度
ポスト・ドクター	—	3,000
リサーチ・アシスタント及び研究支援者	—	800
ティーチング・アシスタント	—	146

<学生経費の経常的経費への加算>【新規】

区 分	1人(取組)当たり加算額(千円)	
	22年度	23年度
障がいのある学生	—	800
障がいのある学生に対する具体的配慮の取組状況	—	200
ICTを活用した教育研究環境の整備状況	—	200

- 財政状況(収入超過)による傾斜配分の強化(実績報告書P.40)  
財政状況(収入超過)による傾斜配分を年度計画により強化し、大学等の教育条件の維持・向上や在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減に努めるよう促すため、平成22年度からの年度計画により傾斜配分を強化することとし、平成23年11月14日付けで、私立大学等経常費補助金配分基準を改正した。

<収入超過状況による増減率の補正>

収入超過額(億円)	補正方法(%)	
	22年度	23年度
150以上	△ 100	△ 100
140以上～150未満	△ 30	△ 90
130以上～140未満		△ 80
120以上～130未満		△ 70
110以上～120未満		△ 60

100 以上～110 未満		△	50	
90 以上～100 未満		△	45	
80 以上～ 90 未満		△	40	
70 以上～ 80 未満	△	20	△	35
60 以上～ 70 未満			△	30
50 以上～ 60 未満			△	25
40 以上～ 50 未満	△	12.5	△	20
30 以上～ 40 未満			△	15
20 以上～ 30 未満	△	10	△	10
15 以上～ 20 未満	△	7.5	△	7.5
8 以上～ 15 未満	△	5	△	5
3 以上～ 8 未満	△	2.5	△	2.5

○ 情報の公表の実施状況による傾斜配分の強化(実績報告書P.40～41)

教育情報の公表を義務付ける学校教育法施行規則の改正(平成23年4月1日施行)に伴い、教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報等の取扱いを厳格化した。

また、情報の公表の実施状況による傾斜配分を強化し、財務情報についても、公表が相当程度進んでいる状況を鑑み、非公表法人に公表を促す観点から、傾斜配分の取扱いを厳格化し積極的な公表を促した。さらに、義務化されていない情報や分かりやすく加工した情報を公表している場合には、増額の傾斜配分を行うこととした。

<情報の公表実施状況による増減率の補正>

変更前 (22年度の基準)		変更後 (23年度の基準)	
	補正方法 (%)		補正方法 (%)
教育研究上の基礎的な情報 (学部等ごとの名称、教育研究上の目的等)	すべて公表 0	教育研究上の基礎的な情報 (学部等ごとの名称、教育研究上の目的等)	すべて公表 0
	非公表情報あり Δ2		非公表情報あり Δ3
修学上の情報等 (教員組織、各教員が有する学位及び業績等)	すべて公表 +1	修学上の情報等 (教員組織、各教員が有する学位及び業績等)	5・6項目公表 0
	公表情報あり 0		3・4項目公表 Δ1
	公表情報なし Δ2		1・2項目公表 Δ2 公表情報なし Δ3
財務情報 (前年度の財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事の監査報告書)	すべて公表 +1	財務情報 (前年度の財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事の監査報告書)	すべて公表 0
	非公表情報あり 0		非公表情報あり Δ1
/		上記以外の情報の公表 上記の情報について分かりやすく加工	すべて公表 +1 非公表情報あり 0

【特別補助】(実績報告書P.43~46)

○ 補助項目の新規設定(実績報告書P.43・46)

従来の一般補助と特別補助の抜本的組替えにより、新たな特別補助の項目を設定した。

(組替えの基本的な考え方)

従来の特別補助の項目のうち、共通的な取組として一般化したものを一般補助に組み替えて、教員経費及び学生経費の単価の増額や人数及び整備状況により加算する配分方法とした。

(新たな特別補助)

・ 成長分野で雇用に結びつく人材の育成

「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)等を踏まえ、成長分野(今後の経済成長を支える重要分野)で雇用と結びつく人材育成を行っている大学等を支援した。

・ 社会人の組織的な受入れへの支援

社会人の受入れを促進するため、特に組織的に取り組んでいる大学等を支援した。

・ 大学等の国際交流の基盤整備への支援

グローバル人材の養成を促進するため、外国人留学生・教員

・被災地の大学等が早期復興できるよう、私立学校教育研究活動の復旧費及び学費減免事業費に対する補助金の早急な交付を行ったか。

の受入れ、日本人教員・学生の派遣及びグローバル化に向けた取組を組織的に行っている大学等を支援した。

・ 大学院等の機能の高度化への支援

大学院等の機能の高度化を促進するため、研究施設・設備の共同利用や産学連携等を推進する大学等を支援した。

・ 未来経営戦略推進経費等

従来の取組に加え、先進的なガバナンス改革の取組を行った大学等及び地方自治体等の地域と連携して改革を行う大学等を重点的に支援した。

・ 授業料減免や学生の経済的支援体制等の充実

授業料減免事業等の拡充及び経済的支援体制の充実を支援した。

【東日本大震災に係る補正予算への対応】(実績報告書P.44)

○ 学校法人への周知

第一次補正予算成立(平成23年5月2日)を受け、被災した大学等の教育研究活動の復旧に要する経費及び被災学生を対象とした学費減免事業に対する配分方法等の取扱いについて、電子窓口にて周知した(平成23年5月27日)。

○ 私立大学等経常費補助金配分基準の改正

- ・ 私立大学等経常費補助金配分基準別記7(特別補助)に「教育研究活動復旧費」、「学費減免に対する経常費助成」を新たに規定した(平成23年7月11日)。
- ・ 私立大学等経常費補助金配分基準別記7(特別補助)に「被災私立大学等復興特別補助」を新たに規定した(平成24年2月27日)。

○ 東日本大震災に係る補助金交付額

第一次補正予算の「教育研究活動復旧費補助」及び「学費減免に対する経常費助成」に加え、第三次補正予算による「被災私立大学等復興特別補助」及び「学費減免に対する経常費助成」(増額)により、東日本大震災に係る補助金として、18,490百万円を交付した。

- \* 第一次補正予算額(成立日:平成 23 年 5 月 2 日)  
 私立学校教育研究活動復旧費補助:12,823 百万円  
学費減免に対する経常費助成: 3,364 百万円  
 合計:16,187 百万円
- \* 第三次補正予算額(成立日:平成 23 年 11 月 21 日)  
 被災私立大学等復興特別補助: 926 百万円  
学費減免に対する経常費助成: 1,356 百万円  
 合計: 2,282 百万円

○ 補正予算額等の早急な交付

第一次補正予算として措置された「教育研究活動復旧費補助」、「学費減免に対する経常費助成」及び当初予算分の「授業料減免事業等支援経費」の一部について、平成 23 年度の第一次交付を、平成 23 年 7 月 29 日(平成 22 年度第一次交付、平成 22 年 12 月 3 日)に前倒して、資金交付した(交付額:13,216 百万円)。

なお、第三次補正予算として措置された「被災私立大学等復興特別補助」及び「学費減免に対する経常費助成」(増額)については、第一次交付の残りの分とともに最終交付として、平成 24 年 3 月 16 日(平成 22 年度の最終交付、平成 23 年 3 月 18 日)に資金交付した(交付額:5,274 百万円)。

【東日本大震災に係る補助金配分上の配慮事項を周知(平成 23 年 5 月 27 日電子窓口掲載)】(実績報告書P.44~45)

- 震災の影響による学生数の増減に関する取扱いの弾力化
  - ・ 震災の影響により、従来の基準日(5月1日)以降の学生受入れなどによる学生数の変動が補助金計算上不利とならないようにするため、新たに7月1日を基準日として再調査し、両時点での震災の影響による学生数の増減があった場合は、「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率」について、不利とならない方の増減率を適用した。
  - ・ 特定被災区域の学部等については、収容定員充足率が50%以下となった場合でも、補助の対象とすることとした。また、特定被災区域の定員割れ学部等については、増減率の算定にあたり、

	<p>前年度の増減率を下限とした。</p> <p>○ 寄付金(震災義援金)支出に関する取扱いの弾力化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校法人の寄付金支出について、3千万円を超える場合は超えた額を補助金基準額から減額できることとなっているが、東日本大震災に係る支援活動を促進するため、震災に関する寄付金で、小科目「震災義援金支出」等の表示を設け会計処理されるものについては、国又は地方公共団体に対するものと同様に、補助金減額調整の積算から除外することとした。</li></ul>	
--	---	--



【(小項目)1-1-2】	(2) 補助金制度の周知状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底する取組を強化する。</p> <p>中期計画:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、補助金事務に関する手引書を改訂するなど取組を強化する。</p> <p>また、私立大学等のニーズに応じた内容の研修会を毎年度開催するとともに研修会ごとにアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。</p> <p>年度計画:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため以下の取組を行う。</p> <p>① 参加者の習熟度やニーズ等に加え、制度変更の周知に重点を置いたコース別の研修会を実施する。なお、研修内容の理解度等に関するアンケートを実施し、平成22年度の実績を踏まえ、理解度90%以上を目指す。</p> <p>② 補助金事務に関する手引書の平成24年度改訂に向け、編集作業を進める。</p> <p>③ 文書による注意喚起を徹底する。</p> <p>④ 事業の実施状況について大学等に対し実地調査を行う。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.47～53 参照。			

【インプット指標】

【(小項目)1-1-1】と同じ

評価基準	実績	分析・評価
<p>【補助金制度の周知状況】</p> <p>・各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 参加者の習熟度やニーズ等に加え、制度変更の周知に重点を置いたコース別の研修会を行ったか。また、研修内容の理解度等に関するアンケートの結果が、理解度90%以上となっているか。</p>	<p>(2) 補助金制度への理解を深め、補助金の適正な申請及び使用等について周知徹底するため、以下の取組を行った。(実績報告書P.47～53)</p> <p>① 補助金説明会(実績報告書P.47～49)</p> <p>学校法人の補助金事務担当者(事務責任者を含む。)を対象に、平成22年度までの「補助金事務担当者研修会」から改題し、「<u>私立大学等経常費補助金説明会</u>」(以下「補助金説明会」という。)を平成23年6月～7月に全国で開催し補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。</p> <p>構成は、平成22年度の補助金事務担当者研修会におけるアンケート結果を踏まえ、1日目を「補助金制度の概要と事務の流れ」(入門者向け)、2日目を「平成23年度の制度変更と申請上の留意点」(補助金事務責任者向け)とした。</p>	<p>補助金説明会のアンケートの理解度については、目標値の90%を上回ったことは評価できるものの、今後、補助金の適正な申請・使用に向けて、補助金制度の理解度をより向上させるとともにそれを把握する方策や、学校法人への周知徹底及び注意喚起にかかる取組強化についての更なる検討が期待される。</p>

入門者向けでは、一般補助・特別補助の概要を説明し、補助金事務責任者向けでは、配分方法の変更点、申請上の留意点及び会計検査院の現地検査状況等について説明し、それぞれ補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。

また、前年度の会計検査院現地検査報告で不当事項として指摘された事項については、事例を詳しく解説することにより同種の事態を引き起こさないよう注意を促すなど、再発防止に努めた。

補助金説明会への参加者数は、入門者向けは 564 法人、1,837 名、責任者向けは 706 法人、2,822 名であった。

○ 参加者の説明(研修)内容の理解度(アンケート結果による)

補助金説明会において、参加者全員を対象としてアンケートを実施した結果、参加者の理解度は、補助金事務責任者向けが 93.3%(回収率 75.2%)、入門者向けが 93.0%(回収率 90.5%)となり、目標とした 90%を上回った。また、アンケートの回収率も過去 3 ヶ年度では最も高かった。

23 年度: 責任者向け 93.3%(回収率 75.2%)

入門者向け 93.0%(回収率 90.5%)

22 年度: 経験者編 92.8%(回収率 71.9%)

入門者編 91.8%(回収率 85.8%)

21 年度: 政策レベル 91.5%(回収率 72.8%)

実務レベル 90.7%(回収率 77.4%)

20 年度: 経験者編 91.3%(回収率 65.0%)

入門者編 89.9%(回収率 92.1%)

(アンケート結果の分析と対応)

アンケート結果等を分析したところ、参加者からの意見でも概ね高い評価を得ており、特に、日程を入門者向け、補助金事務責任者向けの順としたことが評価された。具体的には、事例集や Q&A などの充実を求める意見が見受けられたことから、平成 24 年度補助金説明会においてはこれを踏まえ、事例集や Q&A に係るページを増やした資料構成とする計画である。

<p>② 補助金事務に関する手引書の平成24年度改訂に向け、進捗状況等は適切か。</p> <p>③ 配分方法等について、文書による注意喚起を徹底したか。</p> <p>④ 補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、補助金を交付した学校法人に対する実地調査を行ったか。</p>	<p>② 補助金事務に関する手引書の平成24年度改訂に向けた進捗(実績報告書P.49～50)  <u>平成24年度の発行に向け、全3章からなる手引書の構成及び各項目の説明内容を定め、編集作業を進めた。</u>内容は、補助金制度の沿革、概要、予算、事務の流れ、具体的な計算方法、適切な申請及び執行を骨子とした。</p> <p>③ 文書による注意喚起の徹底(実績報告書P.51)  <u>電子窓口及び広報誌『月報私学』により補助金の配分方法等について周知したほか、私学関係団体が主催する講演会・研修会等において補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文書による注意喚起・配分基準の公開等(実績報告書P. 51)</li> <li>○ 広報誌『月報私学』による配分方法等の周知(実績報告書P. 51)</li> <li>○ 私学関係団体等の講演・研修会等を利用した補助金制度の周知(実績報告書P. 51)  以下の私学関係団体等が主催する講演会・研修会等において補助金制度についての講演を行い、制度に対する理解を促すとともに、補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。</li> </ul> <p>④ 事業の実施状況について大学等に対する実地調査(実績報告書P.51～53)  補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、<u>平成22年度に補助金を交付した学校法人のうち54法人81校に対して実地調査を実施した。</u>  調査の結果、申請上の軽微なミスは散見されるものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事象」と判断される事例はなかった。</p>	
--	---	--

○ 会計検査院検査結果及び対応状況(実績報告書P. 52)  
 私立大学等への実地検査の状況

	平成 20 年度検査	平成 21 年度検査	平成 22 年度検査	平成 23 年度検査
検査対象	49 法人・66 校	56 法人・76 校	60 法人・78 校	53 法人・73 校
指摘事項	5 法人・5 件	5 法人・7 件	3 法人・3 件	6 法人・7 件
指摘金額	43,001 千円	42,239 千円	9,378 千円	130,601 千円

○ 会計検査院から指摘を受けた事項への対応(実績報告書P. 52～53)

検査の結果、不当との指摘を受けた事項に関し、会計検査院から事業団に照会文書が送付され、照会内容に対し回答(平成 23 年 8 月下旬)。その後の具体的措置は以下のとおりである。

- ・ 指摘補助金額の取消・返還(平成 23 年 11 月上旬)  
 事業団から当該法人に対し、指摘された補助金額の取消・返還命令を通知し、学校法人から事業団に返還させた(後に事業団から国庫へ返還)。
- ・ 今後の改善策等の提出(平成 23 年 12 月上旬)  
 「不当事項」の指摘を受けた学校法人に対し、指摘事項に関する今後の改善策等について文書による提出を求めた。
- ・ 取消・返還額と同額を更に減額(当該年度「一般補助」)  
 補助金額の取消・返還命令を受けた学校法人等については、私立大学等経常費補助金取扱要領 4.補助金の減額等の(3)に基づき、一般補助の減額交付ができることとなっており、当該法人について返還を命じられた金額と同額を当該年度の一般補助からも減額した。

○ 全学校法人への周知徹底(実績報告書P. 53)

会計検査院から指摘を受けた事項については、他の学校法人で今後同様の問題が生じないよう注意を促すため、広報誌『月報私学』により周知徹底を図っている。

【(小項目 1-1-3)】	(3) 補助金申請方法の改善状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:文部科学省の補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、学校法人に対する経常費補助金の配分方法の適時適切な見直しを行い、補助効果を高めることとする。</p> <p>中期計画:学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票を簡素化するなど申請方法の改善を行う。</p> <p>年度計画:特別補助の一般補助への組替えによる配分方法の見直しにあたっては、学校法人の補助金交付申請手続きの負担軽減に配慮し、調査票の簡素化等に努める。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	B
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.54 参照。</p>			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-1-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【補助金申請方法の改善状況】</p> <p>・特別補助の一般補助への組替えによる配分方法の見直しにあたっては、学校法人の補助金交付申請手続きの負担軽減に配慮し、調査票の簡素化等を行ったか。</p>	<p>(3) 学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減のため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 特別補助調査票の簡素化(実績報告書P.54)</p> <p>特別補助の一般補助への組替えの趣旨及び平成 22 年度までの簡素化等に係る調査項目数の見直し実績を踏まえつつ、<u>新規の調査票について負担軽減に配慮して作成し、調査票全体で 397 項目あった調査項目を 303 項目とし、およそ 24%削減した。</u></p> <p>○ 電子窓口システムのさらなる改善(実績報告書P.54)</p> <p>平成 22 年度計画において電子窓口システムのさらなる改善を図るため開発した電子署名付加システムについて、実用に支障があることから修正が必要となったため、22 年度中の稼働が見送られたが、修正を加え 23 年 7 月から稼働させた。</p>	<p>調査項目の削減の努力は評価できる。また、昨年度見送った電子窓口システムについて修正の上、期待通り稼働できたことは評価できる。</p> <p>なお、調査票の負担軽減については、引き続き更なる取組を期待したい。</p>			

【(中項目)1-2】	2 学校法人等に対する貸付事業	【評定】 A																												
【(小項目)1-2-1】	(1) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	【評定】 A																												
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人等の資金需要を踏まえて貸付規模を適切に把握し、その必要な財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。</p> <p>中期計画:学校法人の施設整備計画及び借入ニーズを把握するため、引き続き調査等を行う。 また、学校法人等の資金需要を満たし、安定した貸付財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。</p> <p>年度計画:(1) 貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保する。</p> <p>① 利用促進方策として次のことを行う。</p> <p>ア 借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握する。</p> <p>イ 施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問し、貸付事業の利用促進を図る。</p> <p>ウ 平成23年度以降に借入を希望又は検討している学校法人等に対し、個別の相談会や融資制度の説明会を実施する。特に、今年度も利子助成制度が平成22年度と同じ取り扱いが措置されたことから、引き続き耐震化事業に関する融資制度の周知を図る。</p> <p>エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知を図る。</p> <p>② 東日本大震災により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧等のため、通常より有利な貸付条件で災害復旧費、教育環境整備費の貸付を行う。</p> <p>③ 事業計画1, 437億円の財源を確保するとともに、貸付金残高に占める自己調達資金の拡大に努める。</p>																														
【インプット指標】																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>145</td> <td>165</td> <td>155</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>148</td> <td>165</td> <td>136</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>(貸付事業収益)</td> <td>(1,925)</td> <td>(2,060)</td> <td>(2,202)</td> <td>(2,426)</td> </tr> <tr> <td>従事人員数</td> <td>17</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>						(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	人件費	145	165	155	165	業務経費	148	165	136	155	(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	従事人員数	17	21	19	20
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23																										
人件費	145	165	155	165																										
業務経費	148	165	136	155																										
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)																										
従事人員数	17	21	19	20																										
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。 注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※</p> <p>注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。</p> <p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>																														

評価基準	実績	分析・評価
<p>【借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況】</p> <p>① 貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保するため、以下の取組を行ったか。</p> <p>ア 借入希望のアンケートを行い、借入ニーズの把握を行ったか。</p>	<p>(1) 貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保するため、以下の取組を行った。</p> <p>「施設・設備計画および事業団資金の借入希望についてのお願い」による調査及び「私立学校校舎等実態調査」を実施し、事業団資金の借入需要を把握した。また、学校訪問(延べ 143 法人)、融資相談会(35 法人)、融資制度説明会(18 法人)により事業団資金の利用促進を図り、融資ガイド、広報誌「月報私学」、ホームページ等により融資制度の周知を図った。</p> <p>① 貸付事業の利用促進方策としての取組(実績報告書P.55～58)</p> <p>ア 借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握</p> <p>○ 平成 23 年度借入希望アンケート調査の実施(実績報告書 P.55)</p> <p><u>平成 23 年度以降の施設整備計画及び平成 23 年度の事業団資金の借入需要額を把握するため、「平成 23 年度施設・設備計画および事業団資金の借入希望についてのお願い」により借入希望のアンケート調査を大学法人から専修学校法人に対し実施した。</u></p> <p>○ 新增設借入希望照会(実績報告書P.55～56)</p> <p><u>平成 23 年度における高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び専修学校の新設、定員増等のための施設整備に係る事業団資金の借入需要を把握するため、道府県主管課を通じて借入希望の照会を実施した。</u></p> <p>○ 文部科学省からの依頼による「私立学校校舎等実態調査」の実施(実績報告書P.56)</p> <p><u>大学法人、短期大学法人及び高等専門学校法人を対象とした「私立学校校舎等実態調査」を平成 22 年度に引き続き実施し、建築年度、耐震化の実施等の法人所有施設の状況を調査した。調査にあたっては、事業団電子窓口を利用した。</u></p>	<p>アンケート調査、希望照会、法人訪問、説明会開催、ホームページの活用等貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保するための取組を行っており、評価できる。</p> <p>また、被災地に対する利用促進策も採られており、東日本大震災という異常事態に的確に対処したと評価できる。</p> <p>なお、今後も私学の復旧・復興状況を継続的にフォローし、必要に応じた貸付が速やかに実行されることが望まれる。</p>

<p>イ 貸付事業の利用促進のため、施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問したか。</p> <p>ウ 借入を希望又は検討している学校法人等に対し、個別の相談会や融資制度の説明会を実施したか。また、相談会等において、耐震化事業に関する融資制度の周知を図ったか。</p> <p>エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知を図ったか。</p>	<p>イ 施設整備計画がある学校法人等の積極的な訪問(<b>実績報告書P.56</b>)  <u>財務内容が健全な法人に対して、事業団融資制度の周知のため、平成 23 年度も積極的に融資促進活動を行った(延べ 143 法人)。(平成 22 年度:延べ 106 法人)</u>  <u>その結果、28 法人、34,293,500 千円の融資に結びついた。</u></p> <p>ウ 平成 23 年度以降に借入を希望又は検討している学校法人等に対する個別の相談会や融資制度の説明会の実施及び耐震化事業に関する融資制度の周知(<b>実績報告書P.57</b>)</p> <p>○ 融資相談会(<b>実績報告書P.57</b>)  <u>平成 23 年 2 月に実施した借入希望のアンケート調査において、平成 23 年度に借入れの希望がある既設の学校法人を対象とした融資相談会を、会場設定又は学校訪問により、37 法人に対し実施した。</u></p> <p>○ 融資制度説明会(<b>実績報告書P.57</b>)  <u>東日本大震災により被災した学校法人等を対象に、円滑かつ迅速な復旧のため、通常の貸付条件よりも有利な災害復旧費(特別災害・一般災害)及び教育環境整備費(災害復旧経営資金)の内容を中心に融資制度説明会を 20 法人に対し実施した。</u></p> <p>○「<u>耐震改築事業に対する長期低利融資</u>」の設立に伴い、平成 23 年 12 月から 3 月にかけて積極的に融資促進活動を行った。(平成 23 年度融資促進活動を行った法人延べ 143 法人の内 84 法人実施)</p> <p>エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知(<b>実績報告書P.57～58</b>)  <u>融資情報のホームページへの公開として、『私立学校のための融資ガイド』等をホームページで速やかに更新し、平成 23 年度の貸付制度の周知を迅速に行った。</u></p> <p>○ <u>ホームページの更新(実績報告書P.57)</u>  『私立学校のための融資ガイド』については、平成 23 年 4 月</p>	
--	--	--



<p>② 東日本大震災により被災した学校法人等に対し、通常より有利な貸付条件で災害復旧費、教育環境整備費の貸付を行ったか。</p>	<p>4 日にホームページを更新した。また、融資金利表については、財政融資資金からの借入条件変更に合わせて、改定の都度ホームページを更新した(平成 23 年 4 月 13 日、5 月 20 日、6 月 9 日、7 月 13 日、8 月 10 日、9 月 9 日、10 月 13 日、11 月 10 日、12 月 9 日、平成 24 年 1 月 20 日、2 月 10 日、3 月 9 日)。</p> <p>○ 『私立学校のための融資ガイド』(平成 23 年度版・24 年度版)の配付(実績報告書P.57～58)</p> <p>○ パンフレット『夢のおてつだい』の配付(実績報告書P.58)</p> <p>○ 広報誌『月報私学』への掲載(実績報告書P.58)</p> <p>② 東日本大震災により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧等に対する通常より有利な貸付条件での災害復旧費、教育環境整備費の貸付(実績報告書P.58～60)</p> <p>東日本大震災により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧等のため、下記の取組を行った。</p> <p>○ <u>被災学校法人に対し、通常より有利な貸付条件の震災復旧支援融資の通知及び実施(実績報告書P.58～59)</u></p> <p>被災学校法人に対する震災復旧支援融資の通知等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年 4 月 7 日:「東日本大震災等で被災された学校法人に対する融資制度のご案内」を学校法人に送付(送付法人数: 4,339 法人)。</li> <li>・ 平成 23 年 4 月 8 日:「東日本大震災等で被災された学校法人に対する融資制度のご案内」をホームページに掲載。</li> <li>・ 平成 23 年 5 月 10 日:5 月 2 日に第一次補正予算が成立したことに伴い、東日本大震災に係る震災復旧支援融資の案内を学校法人等に送付(送付法人数:4,292 法人、提出期限:平成 23 年 5 月 23 日)。また、ホームページにも掲載。</li> <li>・ 平成 23 年 6 月 30 日:震災復旧支援融資の融資条件変更の案内を送付(送付法人数:4,285 法人)。また、ホームページにも掲載。</li> <li>・ 平成 23 年 8 月 3 日:震災復旧支援融資の借入希望アンケートを再発送(送付法人数:1,055 法人、提出期限:平成 23 年 8 月 22 日)。</li> </ul>	
---	--	--

- ・平成23年9月1日:震災復旧支援融資に係る専修学校・各種学校の対象範囲拡大をホームページに掲載。
  - ・平成23年9月2日:震災復旧支援融資に係る専修学校・各種学校の対象範囲拡大案内を7県(岩手・宮城・福島・茨城・栃木・埼玉・千葉)の主管課に通知。
- \* 東日本大震災により被災した学校法人に対する震災復旧支援融資の実績(実績報告書P.60)

(単位:法人、百万円)

区 分	法人数	貸付額
災害復旧費	21	6,129
災害復旧経営資金	31	3,660
計	52	9,789

- 東日本大震災に係る震災復旧支援融資の相談会等を開催(実績報告書P.58～59)
- 東日本大震災に係る震災復旧支援融資に関する融資条件の取扱い(実績報告書P.59)
  - ・平成23年8月3日:助成業務方法書の一部改正(震災復旧支援融資に係る保証人不要の取扱い)
  - ・平成23年8月30日:事業団法施行令及び助成業務方法書の一部改正(震災復旧支援融資に係る専修学校・各種学校の対象範囲の拡大)。
- 被災学校法人に対する訪問調査の実施(実績報告書P.59～60)  
被災地域の学校法人に対し、お見舞い、被災状況の把握、震災復旧支援融資の案内等を目的として訪問調査を実施(岩手・宮城・福島・茨城県の幼稚園を中心とした306法人を訪問調査)。

被災学校法人に対する訪問調査の概要 (単位:法人、百万円)

区 分	訪 問 法人数	被害無	被害有	復 旧 事業費	借 入 希望額
岩手県	67	35	32	52	8
宮城県	109	17	92	8,161	3,157
福島県	101	22	79	3,219	102
茨城県	29	5	24	1,366	120
計	306	79	227	12,798	3,387

※復旧事業費は、訪問調査により把握できた被害額である。

③ 貸付財源1,437億円の調達・確保は適切に行われたか。また、貸付金残高に占める自己調達資金の拡大を図ったか。

○ 被災学校法人に対する返済猶予の実施(実績報告書P.59)

・ 返済猶予実績

平成23年3月期:元利合計 16 法人、135,968,875 円

平成23年9月期:元利合計 9 法人、301,529,930 円

平成24年3月期:元利合計 4 法人、22,446,175 円

計 :元利合計 29 法人、459,944,980 円

③貸付財源の調達・確保及び自己資金の拡大(実績報告書P.60～62)

○ 貸付財源の調達・確保(実績報告書P.60～61)

平成23年度の当初貸付計画額は770億円であったが、東日本大震災等に係る平成23年度補正予算により貸付計画額は1,437億円に変更された。

平成23年度の貸付実績額は、変更した貸付計画額1,437億円に対し通常分504億円、震災分98億円の合計602億円の貸付財源を調達・確保した。

貸付財源の調達については、東日本大震災等に係る第一次補正予算及び第三次補正予算により、通常より有利な貸付条件(無利子・低金利等)の融資を実施することから政府出資金282億円が追加措置された。また、財政融資資金についても441億円の追加融資を受けることとなり、貸付財源を確保した。

なお、自己調達資金である私学振興債券は、計画額どおり50億円を発行している。

貸付計画額を下回った主な要因は、被災地域の復旧・復興事業の影響を受け、人手不足、資・機材の不足、それに伴う建築費用の高騰等により、事業の延期、又は事業を取り止めた法人があったことによるものである。

また、東日本大震災に係る災害復旧分についても、被災地域の復旧・復興の遅れ等により計画額を下回っている。

貸付財源の調達・確保の状況は以下のとおりである。

平成23年度事業実績(602億円)の貸付財源の調達・確保

政府出資金 282 億円

私学振興債券 50 億円

長期借入金(財政融資資金) 145 億円

自己資金(借入金返済額と回収額の差額) 125 億円

- ・ 東日本大震災に係る第一次補正予算として措置された政府出資金 22,554 百万円を、平成 23 年 7 月 13 日に受領した。
- ・ 第三次補正予算として措置された政府出資金 5,612 百万円を、平成 23 年 12 月 21 日に受領した。

○ 自己調達資金の拡大(実績報告書P.61～62)

平成 23 年度は、東日本大震災により被災した学校法人等に対する震災復旧支援融資、私立学校施設の耐震改築事業に対する低利融資を実施した。これらの融資は、通常より有利な貸付条件(無利子・低金利等)であるため、融資を実施することにより生じる逆ざや補填として、政府出資金が 282 億円追加出資された。

また、震災復旧支援融資の財源として、財政融資資金の追加融資が 441 億円措置された。

平成 23 年度は、国の政策である震災復旧支援融資、耐震改築事業に対する低利融資を実施することに伴い、政府出資金の追加出資(282 億円)を受けるとともに、第一次補正予算で措置された公的資金である財政融資資金を調達(441 億円)する必要があることから、自己調達資金である長期勘定からの資金融通の必要額が減額となり、貸付財源の調達計画が大きく変更された。

政府出資金は、調達金利が発生せず、返済の必要がない資金であることから、これを自己調達資金に含めて貸付金残高に占める自己調達資金の割合を算出すると下表(項目別-30)のとおりとなっている。

なお、政府出資金の追加出資により、平成 23 年度末の出資金残高は 881 億円となり、助成業務の財政基盤の強化が図られた。

① 貸付金残高に占める自己調達資金の割合(残高ベース比較)

(単位：百万円、%)

区 分	22年度末	割合	23年度末	割合
貸付金残高	617,776		603,656	
(自己調達資金)				
私学振興債券	68,000		67,000	
長期勘定	268,669		230,998	
計	336,669	54.5	297,998	49.4
出資金	59,969	9.7	88,135	14.6
合計(出資金含む)	396,638	64.2	386,133	<b>64.0</b>

② 貸付金に占める自己調達資金の割合(各年度の調達額比較)

(単位：億円、%)

区 分	22年度	割合	23年度	割合
貸付額	701		602	
(自己調達資金)				
私学振興債券	80		50	
長期勘定	140		0	
その他	155		125	
計	375	53.5	175	29.1
出資金	0		282	
合計(出資金含む)	375	53.5	457	<b>75.9</b>

【(小項目)1-2-2】	(2) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	【評定】  A																		
	<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等を踏まえ、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。</p> <p>中期計画:学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等に対応して、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。</p> <p>年度計画:学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを行う。</p>					H19	H20	H21	H22											
		—	A	A	A															
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-2-1】と同じ</p>		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.63~65 参照。</p>																		
評価基準	実績	分析・評価																		
<p>【貸付対象・貸付条件の見直し状況】</p> <p>学校法人等のニーズに対応して、貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを適切に行ったか。</p>	<p>(2) 学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを以下のとおり行った。(実績報告書P.63~65)</p> <p>○ <u>貸付対象となる事業の見直し(実績報告書P.63)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災に係る震災復旧支援融資の追加</li> </ul> <p>平成23年5月2日に、<u>平成23年度第一次補正予算が成立したことに伴い、東日本大震災により被災した学校法人等の円滑かつ迅速な復旧の支援を行うため、震災復旧支援融資として、既存の災害復旧費(特別・一般)より有利な貸付条件を設定し、教育環境整備費に「災害復旧経営資金」を導入し、被災した学校法人の復旧のための資金を貸し付けた。</u></p> <p>貸付条件 (平成24年3月9日現在)</p> <table border="1" data-bbox="741 1166 1478 1425"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>災害復旧費</th> <th>教育環境整備費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金利</td> <td>1~5年目:無利子 6~7年目:0.7% 8年目以降:0.9%</td> <td>1~5年目:無利子 6~7年目:0.2%</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>25年(うち据置5年以内)</td> <td>7年(うち据置3年以内)</td> </tr> <tr> <td>融資額のうち資産査定額</td> <td colspan="2">正味資産(貸借対照表の総資産-総負債)の30% (ただし、災害復旧費のうち復旧特別については40%) ※事業団の既借入分を差し引かない。</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> </tbody> </table>	区分	災害復旧費	教育環境整備費	金利	1~5年目:無利子 6~7年目:0.7% 8年目以降:0.9%	1~5年目:無利子 6~7年目:0.2%	償還方法	25年(うち据置5年以内)	7年(うち据置3年以内)	融資額のうち資産査定額	正味資産(貸借対照表の総資産-総負債)の30% (ただし、災害復旧費のうち復旧特別については40%) ※事業団の既借入分を差し引かない。		連帯保証人	不要		<p>学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを迅速・適切に行っている。また、東日本大震災の被災地に対する配慮も迅速かつ適切に行われており、評価できる。</p> <p>引き続き、状況に応じた貸付条件の見直しを図ることが望まれる。</p>			
区分	災害復旧費	教育環境整備費																		
金利	1~5年目:無利子 6~7年目:0.7% 8年目以降:0.9%	1~5年目:無利子 6~7年目:0.2%																		
償還方法	25年(うち据置5年以内)	7年(うち据置3年以内)																		
融資額のうち資産査定額	正味資産(貸借対照表の総資産-総負債)の30% (ただし、災害復旧費のうち復旧特別については40%) ※事業団の既借入分を差し引かない。																			
連帯保証人	不要																			

・「耐震改築事業に対する長期低利融資」の設立(実績報告書 P.63)

平成 23 年 11 月 21 日に、平成 23 年度第三次補正予算が成立したことに伴い、私立学校施設の耐震化を促進する観点から、「耐震改築事業に対する新たなる長期低利融資」制度を設立した。なお、この制度については以下の貸付条件とした。(平成 23 年度: 10 法人、5,558,100 千円)

貸付条件

(平成 24 年 3 月 9 日現在)

区 分	一 般 施 設 費 (耐震改築長期低利融資)	
対象学校	大学院・大学・短期大学・ 高等専門学校・高等学校・ 中等教育学校・中学校・小 学校・特別支援学校	専修学校・各種学校
金 利	1～3 年目 : 無利子 4 年目以降: 0.5% (固定)	通常の一般施設費の貸付 金利-0.5% 1.1%

○ 貸付条件の見直し(実績報告書P.64)

・ 保証人の取扱いについて

- \* 学校法人の要望や法人金融に関して連帯保証人を求めるケースが減少している社会的趨勢を踏まえ、原則として人的保証をなくして物上担保のみで融資できる制度とするため、平成 24 年度概算要求に、保証人の廃止の制度改正を反映させた要求を行った(平成 23 年 9 月 30 日)。
- \* 平成 24 年度予算の承認において、一定の条件を満たす法人に対して保証人を免除することが認められたため、助成業務方法書の一部改正手続きを行った。

・ 融資金利の改正について(実績報告書P.64)

融資金利は、財政融資資金からの借入条件変更に合わせて改正を実施した。例えば、一般施設費(期間 20 年)については、下記のとおりである。

- \* 平成 23 年 4 月 13 日、5 月 20 日、6 月 9 日、7 月 13 日、8 月 10 日、9 月 9 日、10 月 13 日、11 月 10 日、12 月 9 日、平成 24 年 1 月 20 日、2 月 10 日、3 月 9 日

【(小項目)1-2-3】

(3)延滞債権の回収に向けた取組状況

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期目標:適切な与信審査などリスク管理機能の強化を図るとともに貸付債権の確実な回収に努め、事業の安定的な運営を図る。

中期計画:貸付事業の安定的な運営を図るため、引き続き厳格な与信審査を実施するとともに、貸付金等が確実に回収される態勢の整備に努め、今後の学校法人等の経営の悪化を考慮しつつ、平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権\*の割合を3.0%以下とする。

- ① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握するとともに対応策を講じることで滞納の抑制に努める。
- ② 貸付先法人のうち長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び将来不良債権化が予測される法人に対して、外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。

年度計画:平成23年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権\*の割合を3.0%以下とする。

- ① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握する。
- ② 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行うとともに情報収集を実施し、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努める。
- ③ 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。

\* リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6ヶ月以上の延滞債権額に、3ヶ月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。

H19	H20	H21	H22
—	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

実績報告書 P.66～71 参照。

【インプット指標】

【(小項目)1-2-1】と同じ



評価基準	実績	分析・評価																
<p>【延滞債権の回収に向けた取組状況】</p> <p>・平成23年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合が3.0%以下となっているか。</p>	<p>(3) 平成23年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権* の割合を3.0%以下となるよう以下の取組を行った。(実績報告書P.66～71)</p> <p><u>貸付債権のもつ信用リスクを早期に把握し、適切なリスク管理を行うため、「貸付債権の自己査定基準」に沿って、正常・問題債権の分けや問題債権の分類を行っている。</u></p> <p><u>延滞債権の適切な回収に向けた以下の取組の結果、平成23年度末総貸付残高603,656,133千円(1,348法人)に対し、平成23年度末のリスク管理債権額は15,467,423千円(53法人)となり、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は2.56%となった</u></p> <p><u>また、東日本大震災の被災地域である岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の貸付先法人(84法人)を訪問し、土地・建物の被害状況、担保物件の被害状況、連帯保証人の状況、学生(園児)数の状況等について聞き取り調査を行った。これらの情報を踏まえ、自己査定を実施し、より適切なリスク管理を行った。</u></p> <p><u>平成23年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権(貸倒懸念債権・破産更正債権等)の割合は2.56%と前年度と比較し0.66%増加した。これは東日本大震災による影響を自己査定に反映させた結果、延滞債権に区分した法人(7法人)があったこと、新規に長期滞納(6ヶ月以上元利金を滞納)した法人(1法人)があったことによりリスク管理債権額が増加したためである。これは総貸付残高が140億円減少したことや、東日本大震災の被害状況及び担保物件の状況を自己査定に反映させた結果、延滞債権に区分した8法人についてリスク管理債権額が増加したためである。(実績報告書P.71)</u></p> <p>・リスク管理債権額の割合</p> <table border="1" data-bbox="761 1133 1366 1212"> <thead> <tr> <th>20年度末</th> <th>21年度末</th> <th>22年度末</th> <th>23年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.04%</td> <td>1.78%</td> <td>1.90%</td> <td>2.56%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リスク管理債権額</p> <table border="1" data-bbox="761 1244 1097 1404"> <tbody> <tr> <td>20年度末</td> <td>12,182,342千円</td> </tr> <tr> <td>21年度末</td> <td>11,009,907千円</td> </tr> <tr> <td>22年度末</td> <td>11,759,392千円</td> </tr> <tr> <td>23年度末</td> <td>15,467,423千円</td> </tr> </tbody> </table>	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	2.04%	1.78%	1.90%	2.56%	20年度末	12,182,342千円	21年度末	11,009,907千円	22年度末	11,759,392千円	23年度末	15,467,423千円	<p>貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングにより早期に経営状況等の変化を把握、電話や文書などによる督促、外部専門家との連携等の延滞債権の回収に向けた取組を順調に行った結果、リスク管理債権の割合は、年度計画で設定された数値目標3.0%以下の2.56%になっており、適切な債権管理がなされている。特に、被災地域への対応は評価できる。</p> <p>なお、東日本大震災による影響によりリスク管理債権の割合が若干、増加していることから、震災関連の法人を含めて、将来、不良債権化する可能性がある法人に対して、より一層の指導、措置を講じることが望まれる。</p>
20年度末	21年度末	22年度末	23年度末															
2.04%	1.78%	1.90%	2.56%															
20年度末	12,182,342千円																	
21年度末	11,009,907千円																	
22年度末	11,759,392千円																	
23年度末	15,467,423千円																	

・貸付金等の確実な回収のための体制の整備について、以下の取組を行ったか。

- ① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握したか。

- ② 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行うとともに情報収集を実施し、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収への取組は適切に行われたか。

- ① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握(実績報告書P.67～68)

貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握した。特に、信用格付の下落が顕著な法人や低格付で推移している法人については、要因を分析するなど、経営状況等の把握に努めた。

・新規滞納発生法人の抑制のため、平成 22 年度末貸付残高のある法人 1,370 法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実施(平成 23 年 4 月 1 日～5 月 13 日)し、その推移をモニタリングした(平成 23 年 5 月 16 日～31 日)。さらに、信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人については、法人概況表や私学データ作成システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況から要因を分析するなど、経営状況等の把握に努めた。特に短期滞納 3 法人に対しては、訪問調査を実施(平成 23 年 12 月 22 日、平成 24 年 2 月 3 日、29 日)した。また、貸付時に附帯条項を付した 7 法人から、平成 22 年度の決算説明を受けた(平成 23 年 6 月 7 日～7 月 26 日)。

また、平成 22 年度新規貸付法人 118 法人のうち、64 法人について融資対象事業実施状況調査を予定していたが、東日本大震災に係る震災復旧支援融資の実施を最優先したため、8 月まで 10 法人を調査した。残りの融資対象事業実施状況調査については、平成 24 年度に調査を実施することとしている。

- ② 返済期日に入金のない貸付先法人に対する、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑える早期の滞納解消・回収への取組(実績報告書P.68～71)

- 早期の滞納解消・回収への取組(実績報告書P.68)

(返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起)

・事業団の償還方法は、元金の返済が 9 月 15 日・20 日(10 月 1 日～3 月 31 日契約分)または 3 月 15 日・20 日(4 月 1 日～9 月 30 日契約分)の年 1 回、利息の支払いが 9 月 15 日・20 日と 3 月 15 日・20 日の年 2 回となっている。ただし、教育環境整備費については、契約締結日によって 4 月～8 月、10 月～2 月の間に返済される。

- ・平成23年度償還分について、平成23年8月26日及び平成24年2月9日に「貸付金に係る償還のご案内」をホームページに掲載した。また、広報誌『月報私学』平成23年9月号及び平成24年2月号・3月号に「貸付金に係る償還のご案内」を掲載し、返済忘れのないよう注意を喚起した。返済期日に入金がなかった場合は、貸付先法人に対して電話や文書等による督促を迅速に行った。
- ・滞納期間が3ヶ月以上6ヶ月未満の短期滞納法人に対しては、電話や文書等による督促のほか、訪問調査を実施し、直接経営者から事情聴取を行うなどして、滞納期間6ヶ月未満での確実な返済を求めた。
  - \*平成23年3月発生の滞納3法人のうち、3ヶ月以上滞納したのは1法人であった。
  - \*平成23年9月発生の滞納13法人のうち、3ヶ月以上滞納したのは5法人であった。

○回収計画の有無とその内容(実績報告書P.68)

事業団では、各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画を策定し、実施している。

○回収計画の実施状況(実績報告書P.68～70)

平成23年度全体の回収計画額(各貸付先法人から償還が予定されている貸付金の総額)65,282,390千円に対する回収実績額は64,773,040千円となり、回収率は99.22%となった(繰上償還及び延滞債権額を除く)。

なお、回収計画額と回収実績額との差額509,350千円は、平成23年9月に発生した新規滞納800千円(1法人)、平成24年3月に発生した新規滞納264,920千円(4法人)、長期滞納法人の225,590千円(15法人)及び償還猶予法人の18,040千円(2法人)である。

事業団では、新規滞納発生法人については融資課が電話督促による早期回収を行い、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握したうえで債権の回収に努めている。

※過去4か年（第2期中期目標期間）における回収率

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
回収計画額 (A)	58,601,020千円	59,064,053千円	63,112,490千円	65,282,390千円
回収実績額 (B)	58,076,620千円	58,566,348千円	62,613,936千円	64,773,040千円
回収率 (B/A)	99.11%	99.16%	99.21%	99.22%

○ 貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組(実績報告書 P.70)

(適切な貸付の審査に係る取組)

平成23年度においても引き続き、信用格付(金融庁による「預金等受入機関に係る検査マニュアル」に準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)により、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう並びに必要なに応じて行う現地調査等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検討し、学校法人等への適切な貸付けを行った。

(回収率の向上に向けた取組)

- ・ 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握することにより、滞納の抑制に努めた。特に、信用格付の下落が顕著な法人や低格付で推移している法人については、要因を分析するなど、経営状況等の把握に努めた。
- ・ 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行うとともに、情報収集を実施し、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努めた。
- ・ 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて顧問弁護士の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めた。

③ 滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めたか。

③ 滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対する債権の保全・回収への取組(実績報告書P.71)

○ 新規滞納法人への取組(実績報告書P.71)

平成 23 年 3 月において新たに元利金の滞納が発生した 3 法人については、文書、電話、面談による督促、状況把握に努めた結果、平成 23 年 8 月までに 3 法人すべての滞納を解消した。

また、平成 23 年 9 月において新たに元利金の滞納が発生した 13 法人については、文書、電話、面談による督促に努めた結果、平成 24 年 3 月までに 10 法人の滞納を解消した。未収法人 3 法人については、督促を継続している。

○ 恒常的に滞納を繰返す法人への取組(実績報告書P.71)

・ 滞納法人への督促

長期滞納(6ヶ月以上元利金を滞納している)32 法人に対し、文書、電話による督促を行ったほか、3 法人について直接学校法人へ赴き、督促、現況聴取を実施するとともに提出された弁済計画の履行状況を確認するなどにより、滞納解消に向けた取組を継続した。

なお、これらの法人を所管する都道府県主管課に連絡し、法人の現況等について状況把握に努めた。

・ 債権管理の強化

信用リスクの高い法人(長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人)の一部については、私学経営情報センターと協働して 7 法人に対してプロジェクトチームを編成し、債権の保全・回収について経営相談を通じ学校法人の回収計画を含めた経営再建策等の検討を行い、リスク管理債権の回収に努めた。

また、不良債権化が懸念される法人(1 法人)の担保物件の一部売却による債権の一部回収、調停申立法人(1 法人)との交渉及び長期滞納法人(1 法人)の担保物件の競売申立てについて、顧問弁護士と連携し対応した。

○ 東日本大震災に伴う措置(実績報告書P.66～67・70)

・ 東日本大震災の被災地域である岩手県、宮城県、福島県、

及び茨城県にある融資先法人(84 法人)を訪問し、土地・建物の被害状況、担保物件の被害状況、連帯保証人の状況、学生数の状況等について調査し、これらの情報を踏まえ自己査定を行い、より適切なリスク管理を行った。

・ 被災した学校法人に対し、平成 23 年 3 月期、平成 23 年 9 月期及び平成 24 年 3 月期の元金の償還及び利息の支払いを猶予した。(元利合計 2 法人、21,082,250 円)

\* 平成 24 年 3 月末現在で返済猶予中の法人

平成 23 年 3 月期:(元利合計 1 法人、 333,000 円)

平成 23 年 9 月期:(元利合計 2 法人、 3,857,075 円)

平成 24 年 3 月期:(元利合計 2 法人、16,892,175 円)

【(中項目)1-3】	3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業				【評定】 A																									
【(小項目)1-3-1】	(1) 経営改善等に向けた支援の取組状況				【評定】 A																									
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、学校法人の経営改善及び安定に向けた経営の分析及び経営相談などの取組を強化する。</p> <p>中期計画:学校法人の経営改善及び安定に向けた取組について積極的に支援するため、経営相談の実施及び必要に応じたフォローアップを行う。</p> <p>また、個別の学校法人の様々な要望に応じて、きめ細かな経営相談を実施するとともに、その体制の充実を図る。</p> <p>年度計画:学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、次のような取組を行う。</p> <p>① 学校法人の経営状態について、経営判断指標の精緻化を行う等により、詳細なモニタリングを定期的に行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。</p> <p>また、学校法人からの相談内容について専門的知見を要する事例が増加していることから、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて活用する「専門家人材バンク」を設置する。</p> <p>② 経営困難な学校法人に対して、文部科学省と連携して一層積極的に経営相談を実施する。</p> <p>③ 経営相談の実施体制を充実するため、経営相談マニュアルの内容について不断の見直しを行い、必要な改善を行う。</p> <p>また、経営相談を担当する職員の資質向上を図るため内部研修等を充実する。</p> <p>④「災害対策相談窓口」を設置し、東日本大震災で被災した学校法人等からの経営相談に積極的に対応する。</p>					<table border="1" data-bbox="1601 264 2163 384"> <tr> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.72～75 参照。</p>	H19	H20	H21	H22	—	A	A	A																	
H19	H20	H21	H22																											
—	A	A	A																											
<p>【インプット指標】 (単位:百万円、人)</p> <table border="1" data-bbox="118 962 1059 1254"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>250</td> <td>193</td> <td>197</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>229</td> <td>217</td> <td>260</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>(貸付事業収益)</td> <td>(1,925)</td> <td>(2,060)</td> <td>(2,202)</td> <td>(2,426)</td> </tr> <tr> <td>従事人員数</td> <td>28</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※</p> <p>注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。</p> <p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p>					(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	人件費	250	193	197	193	業務経費	229	217	260	257	(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	従事人員数	28	25	25	24	
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23																										
人件費	250	193	197	193																										
業務経費	229	217	260	257																										
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)																										
従事人員数	28	25	25	24																										

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【経営改善等に向けた支援の取組状況】</p> <p>学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 経営判断指標の精緻化、詳細なモニタリングの定期的な実施、経営相談等の支援は、積極的に行われたか。</p> <p>また、「専門家人材バンク」を設置したか。</p>	<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、以下の取組を行った。(実績報告書 P.72～75)</p> <p>① 学校法人の経営状態について、経営判断指標の精緻化を行う等により、詳細なモニタリングを定期的に行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行った。</p> <p>また、学校法人からの相談内容について専門的知見を要する事例が増加していることから、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて活用する「専門家人材バンク」を設置した。</p> <p>○ <u>経営判断指標によるモニタリングの実施(実績報告書P.72)</u>            平成 23 年 5 月 1 日現在の学生生徒等数及び平成 22 年度決算により、<u>大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校法人のうち、「学校法人 基礎調査」の提出のあったすべての学校法人(1,349 法人)に対して、経営判断指標を設定しモニタリングを実施した。</u></p> <p>○ <u>経営判断指標の精緻化(実績報告書P.72～73)</u>            平成 24 年 3 月に学校法人の経営の状況と見通しをより精緻に分析・診断することを目的として「<u>経営判断指標の精緻化</u>」を行い、同内容の解説を「<u>私立学校運営の手引き(1)私学の経営分析と経営改善計画(平成 24 年 3 月改訂版)</u>」として公表した。</p> <p>○ <u>経営相談を実施(申込法人全体に対して実施)(実績報告書 P.73)</u>            平成 23 年度は、<u>大学法人 61 法人、短期大学法人 23 法人、高等学校法人 16 法人の計 100 法人(平成 20 年度:88 法人、平成 21 年度:74 法人、平成 22 年度:80 法人)から経営相談の申し込みがあり、そのすべてに対して経営相談を実施した。</u></p>	<p>学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として①学校法人の経営状態についてのモニタリングの定期的実施や専門家の活用、②経営困難な学校法人に対して、文部科学省と連携した経営相談、③経営相談マニュアルの内容について改善及び内部研修会の実施、④「災害対策相談窓口」の設置及び東日本大震災で被災した学校法人等からの経営相談の積極的な対応等これまで以上にきめ細やかに行われており、私学支援に大いに役立っていると評価できる。</p>



○ 専門家人材バンクの活用(実績報告書P.73)

平成 22 年度に設置した専門家人材バンクに登録されている専門家は、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、再生専門家、学長等の教学専門家であり、平成 24 年 3 月 31 日現在で 22 名が登録されている。

平成 23 年度においては、経営相談における専門的課題の解決、学校法人の研修(FD・SD)での講演、事業団が主催するリーダーズセミナーなどに専門家を活用した。

○ 個別法人分析会等の実施(実績報告書 P.73)

平成 23 年 10 月 5 日～12 月 21 日の間、名古屋・京都・東京・福岡・仙台の全国 5 会場で 6 回開催した「私学リーダーズセミナー」において、個別法人分析会を実施し、希望により私学経営相談員による専門家相談も併せて実施した。

その他の取組については、次のとおりである。

○ 教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言(実績報告書 P.73)

学校法人の役職員の訪問、文書依頼又は電話等によって、教育条件及び経営に関する諸問題について常時相談を受けており、適宜必要な指導・助言を行っている。相談の主な内容は、会計処理、財務等である。

- ・ 相談件数:会計処理 949 件、規程 46 件、財務 52 件、学生募集・志願動向 13 件、被災対応 83 件、管理運営等その他 509 件 計 1,652 件

○ 教育条件及び経営に関する資料の作成・提供(実績報告書 P.73)

学校法人等の依頼を受け、学校法人基礎調査のデータを基に、入学志願動向、財務分析等の教育条件及び経営に関する分析資料を作成し提供した。

- ・ 学校法人等への資料提供件数 274 件

<p>② 経営困難な学校法人に対して、文部科学省と連携して一層積極的に経営相談を実施したか。</p> <p>③ 経営相談マニュアルの内容についての必要な改善を行ったか。また、経営相談を担当する職員の資質向上を図るための内部研修等を充実させたか。</p>	<p>○ <u>私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣(実績報告書 P.73)</u></p> <p>私学関係団体、学校法人、官公庁などの依頼を受け、当該団体が開催する私立学校の教育条件及び経営に関する研修会、講演会等に講師を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>私学関係団体等に 31 件、学校法人に 15 件、計 46 件を実施</u></li> </ul> <p>○ <u>私学情報資料室に所蔵する図書等の外部利用(実績報告書 P.74)</u></p> <p>教育全般に関する図書、学校法人の寄附行為等諸規程集(大学・短期大学法人の検索システムを毎月更新)、私立学校の自己点検・評価報告書、年史、法令判例集などを整備している。事業団内部や私学関係者の利用に供することを目的として、九段事務所 1 階に私学情報資料室を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>私学情報資料室の外部利用件数 181 件</u></li> </ul> <p>② 経営困難な学校法人に対して、文部科学省と連携した、一層積極的な経営相談の実施(実績報告書P.74)</p> <p>①の<u>経営相談のうち、経営困難な学校法人に対する経営相談(84 法人)を行うとともに、そのうち 43 法人については、事業団が経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と共同して計画の進捗状況を把握する法人として、経営相談を実施した。</u></p> <p>③経営相談マニュアルの内容について改善及び内部研修会の実施。(実績報告書P.74)</p> <p><u>経営相談を担当する職員を対象として、経営相談マニュアルの内容に基づいた内部研修会の実施や経営相談当日の対応方針及び提供資料について事前に担当職員と議論する経営相談事前検討会の実施などを通じて、担当する職員の資質の向上を図った。</u></p> <p>なお、<u>経営相談マニュアルについては、平成 23 年度に経営判断指標を精緻化(①指標A～Bの 7 区分を指標A～Dの 14 区分に細分化②学校部門の経営判断指標を新規作成)したことに伴う改訂を行った。</u></p>	
--	---	--

<p>④ 「災害対策相談窓口」を設置し、東日本大震災で被災した学校法人等からの経営相談に積極的に対応したか。</p>	<p>④ 「災害対策相談窓口」の設置及び東日本大震災で被災した学校法人等からの経営相談の積極的な対応(実績報告書P.74～75)。  <u>平成 23 年 3 月 14 日に「災害対策相談窓口」を設置し、東日本大震災で被災した学校法人に対する経営相談等の対応を行った。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災 2 法人より、経営相談の申し込みを受け、対応した。</li> <li>○ 被災対応に伴う経済的支援・会計処理等の相談を電話等により受けており、適宜必要な指導・助言を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談件数:経済的支援 5 件、会計処理 72 件、その他震災関連 6 件:計 83 件</li> </ul> </li> <li>○ 広報誌『月報私学』での「災害対策窓口」の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌『月報私学』4 月号(インフォメーション)に案内記事を掲載</li> <li>・ 広報誌『月報私学』5 月号(インフォメーション)に案内記事を掲載</li> <li>・ 広報誌『月報私学』8 月号(インフォメーション)に案内記事を掲載</li> </ul> </li> </ul>	
--	---	--

【(小項目)1-3-2】	(2) 経営改善計画の作成支援状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画: 経営改善計画の作成支援については、次のような取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリストを提供し、取組課題を早期に認識させ、改善を促す。</li> <li>② 私学経営等についての専門的な知見を活用しつつ、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援をするとともに、その進捗状況のフォローアップを行う。</li> <li>③ 経営改善計画を立案・実行する経営者及び専門スタッフの人材育成を支援する。</li> </ol> <p>年度計画: 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについては、次のような取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリストの見直しと充実を図る。</li> <li>② 経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的な知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを行う。</li> <li>③ 経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材(基礎知識編・ケーススタディ編)の見直しと充実を図る。</li> </ol>		A			
		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>			
		実績報告書 P.76～78 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>					
評価基準	実 績	分 析 ・ 評 価			
<p>【経営改善計画の作成支援状況】</p> <p>・経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについて、以下の取組を行ったか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自己診断チェックリストの見直しと充実を図ったか。</li> </ol>	<p>(2) 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについて、以下の取組を行った。(実績報告書P76～P.78)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリストの見直しと充実を図る。(実績報告書P.76)  <u>学校法人が自らの経営状態の問題点を発見して、取組課題を早期に認識するために自己診断チェックリストのモデルとして、大学・短期大学編と高等学校独自の視点を加えた高等学校編を作成し、ホームページにて公開している。</u>  平成22年度版から、利用方法を簡単に解説した「自己診断チェックリストの活用方法」を加えてホームページに公開している。特に高等学校編については解説文を広報誌『月報私学』平成23年8月号に掲載し、周知を図った。</li> </ol>	<p>経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについて、①学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリストの見直しと充実、②経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成する際の専門的な知見の活用・支援するとともに、定期的なヒアリング等による進捗状況のフォローアップ、③経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材の見直しと充実を行っており、評価できる。</p> <p>なお、自己診断チェックリスト、経営改善計画実施管理表及び戦略的な連携・共同事例集の活用状況をフォローし、公表の在り方等の更なる工夫・改善に活かしていくことが望まれる。</p>			

② 経営困難な学校法人の経営改善計画の作成にあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、計画の進捗状況のフォローアップは適切に行われたか。

また、平成 21 年度まではPDF版のみの公開であったが、平成 22 年度からは各学校法人が自らの実態に合わせた分析が可能となるように、新たにエクセル版をホームページに掲載することで私学の利用の便宜を図った。

なお、平成 23 年度版については、データ更新を行うとともに自己評価をする際の便宜を図るため新たに「評価早見表」を作成し、ホームページに公開した(大学・短期大学編:平成 24 年 1 月 23 日、高等学校編:平成 24 年 3 月 30 日)。

自己診断チェックリストのアクセス件数は、大学・短期大学編 13,265 件(PDF版 11,853 件・エクセル版 1,412 件)、高等学校編 6,552 件(PDF版 5,690 件・エクセル版 862 件)であった。

② 経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを実施した。(実績報告書P.76)

平成 23 年度は、大学法人 36 法人、短期大学法人 16 法人、高等学校法人 3 法人の計 55 法人(平成 20 年度:34 法人、平成 21 年度:33 法人、平成 22 年度:45 法人)から経営改善計画作成支援の申し込みがあり、そのすべての経営相談を実施した。個別の学校法人によっては、その進捗状況により複数回の学校訪問または来団等により、経営改善計画の作成を支援した。

具体的な支援としては、事業団が独自に作成した「経営改善計画の内容として標準的に盛り込むべき項目の記入例(本文様式・財務計画表様式・実施管理表様式・本文記入要領・実施管理表記入要領)」を提供している。また、現状分析や今後の方向性を決めるツールとして「損益分岐点分析」や「SWOT分析」も必要に応じて実施・提供している。

なお、平成 22 年度以前に経営改善計画を作成した法人に対しては、計画の実施状況について実施管理表等を用いてヒアリングを行うことで進捗状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行った。

③ 経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材（基礎知識編・ケーススタディ編）の見直しと充実を図ったか。

③ 経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材（基礎知識編・ケーススタディ編）の見直しと充実を図る。（**実績報告書P.77～78**）

各学校法人は早期に自らの経営上の問題点を把握し、その解決に積極的に取り組む必要がある。平成19年8月に公表した「学校法人活性化・再生研究会最終報告」において、経営困難状態（いわゆるイエローゾーン）の学校法人は正常状態への回帰を目指して、早期に期限と目標を明確にした経営改善計画を立案し実施すべきであり、事業団はその作成を支援すべしとされている。この報告を受け平成20年度の経営相談より、経営相談の実施項目の中に「経営改善計画作成支援」を追加した。

経営改善計画を策定するための教材は「基礎知識編」（経営改善計画に標準的に盛り込むべき項目の記入例等）、「ケーススタディ編」（具体的な作成事例等）について、入力の利便性を図るため「経営改善計画実施管理表」（様式）の見直しを行い、ホームページに公表した（平成24年3月29日）。

なお、教材の充実については、中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告（平成22年6月）」における提言を受け、経営状況の分析、経営改善計画の策定・実施、自主的な撤退に当たっての留意事項、経営基盤強化の事例など、実務の参考となる教材として「私立学校運営の手引き」を作成し、平成23年度は「戦略的な連携・共同事例集」を作成しホームページに公表した。

- (1) 私学の経営分析と経営改善計画（平成23年3月30日ホームページに公表）
- (2) 大学・短期大学の経営基盤強化事例集
- (3) 戦略的な連携・共同事例集（平成24年3月30日ホームページに公表）
- (4) 私学の自主的な撤退に当たっての留意事項

	<p>平成 23 年度には「(3)戦略的な連携・共同事例集」を作成し、また、経営判断指標を精緻化(①法人全体において 7 区分を 14 区分に細分化、②学校単位の指標(5 区分)を創設)したことから、「(1)私学の経営分析と経営改善計画」を大幅に見直した。</p>	
--	--	--

【(小項目)1-3-3】	(3)ホームページ内容の工夫・改善の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画:私立学校の教育条件及び経営に関する情報の利用を促進するため、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう改善を行う。</p> <p>年度計画:利用者が活用しやすいものにするため、ホームページのトップページに利用者別のメニューを追加する。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.79～81 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【ホームページ内容の工夫・改善の取組状況】</p> <p>ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう利用者別のメニューを追加したか。</p>	<p>(3) ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、以下の改善を行った。(実績報告書P.79～81)</p> <p><u>利用者が活用しやすいものにするため、ホームページのトップページに以下の「利用者別のメニュー」を追加した。これにより、利用者が必要な情報やサービスに効率よくアクセスすることが可能となった。</u></p> <p>平成 23 年度は、USP(Unique「独自性」 Selling「売り」 Proposition「提案」)を基本コンセプトとして、利用者ターゲットを絞った以下の利用者別ページを作成して、ホームページのトップページにメニューを追加する等の改善を行った(平成 24 年 3 月 1 日)。</p> <p>これによって、利用者がより必要な情報やサービスに効率よくアクセスすることが可能となった。</p> <p>○ <u>利用者別ページの作成(実績報告書P.79～80)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>助成業務事務担当者の方(実績報告書P.79)</u> 助成業務に関係する事務担当者向けのコーナーページを作成した。</li> <li>・ <u>一般・投資家・企業の方(実績報告書P.79)</u> 一般・投資家・企業に向けてのページは、事業団の概要や必要な情報の大枠に効率よくアクセスできるよう配慮した。</li> <li>・ <u>私立学校等へ寄付をお考えの方(実績報告書P.79～80)</u></li> </ul>	<p>ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、利用者別ページの作成改善・工夫が逐次行われており一層見やすくなったことは評価できる。</p>			



私立学校へ寄付の醸成を図るため、私立学校等へ寄付をお考えの方用に専用ページを開設した。

○ 事業団の設立目的を掲載(実績報告書P.80)

事業の「独自性」をアピールするため、トップページに事業団の設立目的を掲載した。

○ 事務所写真の下にキャプションとリンクを設定(実績報告書P.80)

ホームページから事業団が二つの組織であるかのような印象を受けることから、一つの組織で性質の違う二つの事業を担っていることが発信できるよう、トップページの事務所写真の下にキャプションを入れ、両業務、両事務所への案内図のリンクを設定した。

○ その他(実績報告書P.80)

利用者別メニューをローカルメニューに追加することで、今までのローカルメニューにあったページをトップページのヘッダー及びフッター部分に再配置した。

○ 東日本大震災への対応(実績報告書P.80)

東日本大震災への対応としては、被災された学校法人や加入者等に限定して行う措置等を一覧にして掲載する被災地向けの情報専用ページを開設して、トップページに助成、共済両業務の震災対応専用ページへのリンクを設定した(平成23年4月5日)。

また、平成23年4月25日にはリンクから専用のバナーに変更し、利用者が活用しやすいよう被災地向けの業務案内や更新情報を画面上見やすくした。

さらに、被災された私立学校の復旧・復興とそれらを支援しようとする企業等の法人又は個人をマッチングさせて、被災された私立学校に対する効果的な支援を行うために「私学支援ポータルサイト」を開設し、トップページにバナーを設けた(平成23年9月1日)。

【(小項目)1-3-4】	(4) 情報収集提供機能の充実・改善状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画: 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。</p> <p>① 電子窓口システムを改善し、学校法人の利便性を向上させるとともに、私学団体等に対しても利用可能なものとする。</p> <p>② ネットワークを利用した各種情報収集提供システムについて、機能の追加・拡充を行う。</p> <p>年度計画: 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。</p> <p>① 迅速かつ円滑な情報提供を行うために今日の私学財政閲覧システム、今日の私学財政集計システム、私学データ作成システム、センターシステム、私学情報検索システムの現行システムのデータの取得から情報提供までの過程を見直し、共通の運用が行えるシステムを平成24年度完成にむけ再構築する。</p> <p>② 事業団が主催するセミナーや講演等においてネットワークを利用した私学データ作成システム、今日の私学財政閲覧システム、今日の私学財政集計システムの説明を行い、利用促進を図る。</p> <p>③ 政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に取り組む。</p>		A			
		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>			
		実績報告書 P.82～84 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【情報収集提供機能の充実・改善状況】</p> <p>私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能の改善について、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 迅速かつ円滑な情報提供を行うため、「私学情報提供システム」の開発については、平成24年度完成にむけた取組状況や進捗状況等は適切か。</p>	<p>(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能の改善を以下のとおり行った。(実績報告書P.82～84)</p> <p>① 現行システムの見直し、及び共通の運用が行えるシステムの平成24年度完成にむけた再構築(実績報告書P.82～83)</p> <p><u>迅速かつ円滑な情報提供を行うため、「今日の私学財政閲覧システム」、「私学データ作成システム」、「今日の私学財政作成システム」、「センターシステム」、「SQLシステム(私学情報検索システム)」のデータベースを共通化し、平成22年度から平成24年度までの3ヶ年計画で新たなシステム(「私学情報提供システム」(仮称))の構築を行うこととした。これにより各システムのデータベースは共通化され、迅速かつ円滑な情報提供を行うことが可能とな</u></p>	<p>私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、①現行システムの見直し、及び共通の運用が行えるシステムの平成24年度完成にむけた再構築、②私学データ作成システム等の利用促進事業、③政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に向けての取組等、情報収集提供機能の改善についての取組を行っており、評価できる。</p>			

る。

構築する「私学情報提供システム」(仮称)は、データ検索、データ分析、情報提供、情報管理、の 4 機能に大別される。開発初年度の平成 22 年度はデータ検索、情報管理及びデータ分析・情報提供のうち「今日の私学財政作成システム」に係る部分を開発した。このうち「今日の私学財政作成システム」は、平成 23 年 9 月 30 日より運用を開始した。平成 23 年度は、情報提供のうち基本帳票の法人個別帳票及び条件設定帳票を作成する仕組みを開発した。最終年度の平成 24 年度は、データ分析のうち「私学データ作成システム」、「センターシステム」及び「SQLシステム(私学情報検索システム)」に代わる汎用検索システムを開発する。

② 私学データ作成システム等の利用促進を図ったか。

② 私学データ作成システム等の利用促進事業(実績報告書P.83)

外部で開催される研修会等での講演(46 回)、全国 5 会場での「私学リーダーズセミナー」(各会場個別法人分析会を含む)等の機会を活用し、当該システムで作成した分析資料等について説明する際、システムの利用方法等を周知することにより利用促進を図った。

情報提供システムのアクセス件数

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
私学データ作成システム	3,666	2,599	2,666	2,756	2,568
今日の私学財政システム	13,401	13,868	14,860	21,177	25,205

③ 「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に向けた取組を適切に行ったか。

③ 政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に向けての取組(実績報告書P.83~84)  
事業団内部の情報セキュリティの維持への取組として、「情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づき全役職員を対象に、「自己点検票」による調査を実施するとともに、情報セキュリティ研修を実施した。

○「自己点検票」による調査を実施(実績報告書P.83)

平成 23 年 6 月 1 日から 6 月 15 日の期間に、私学振興事業本部に勤務する全員に対して「自己点検票」による調査を

	<p>実施した。全員より提出があり、同実施手順書に違反する回答はなかった。また、調査後、自己点検に基づく改善チェックリストを共有キャビネット内の情報セキュリティポリシーフォルダに掲載し、自己点検のフォローを行った。平成 24 年 3 月 17 日に、自己点検票に基づく点検結果を情報セキュリティ小委員会(私学振興事業本部)に報告した。</p> <p>○ 情報セキュリティ研修の実施(実績報告書P.83)</p> <p>平成 24 年 2 月 16 日・23 日に私学振興事業本部に勤務する全員に対して、情報セキュリティ対策を適切に実践できるようにするための「情報漏えいの対策(迷惑メール編)」、「組織の一員としての情報セキュリティ心得」と外部への情報の持ち出しの取扱いについて周知・徹底を図るための「ファイル管理システム(Rアプリケーション)」※についての研修会を実施した。</p> <p>○ 情報セキュリティ監査の実施(実績報告書P.83～84)</p> <p>平成 23 年事業年度の情報セキュリティ監査計画に基づき、下記のとおり 5 部署の情報セキュリティ監査を実施し、事業団の所有する情報が適正に管理されていることを確認した。</p> <p>また、監査結果を、平成 24 年 3 月 17 日開催の情報セキュリティ小委員会(私学振興事業本部)に報告した。</p>	
--	---	--

【(小項目)1-3-5】	(5) 学校法人等に対する情報提供状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画:情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p> <p>年度計画:情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p> <p>① 学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等のリーダーを対象とした財務の見方、法人分析会を中心としたセミナーを実施する。</p> <p>また、各学校法人における経営改善に関する専門性を有する人材の育成を目指したセミナーの実施を検討する。</p> <p>② 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行する。</p> <p>ア 今日の私学財政</p> <p>イ 私立大学・短期大学等入学志願動向</p> <p>③ 大学等の連携・共同に関する情報等を中心に、大学・短期大学・高等学校の教育条件や経営の改善の具体的事例を現地訪問等により詳細に調査し、事例集として公表する。</p>		A			
		H19	H20	H21	H22
		—	A	B	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.85～89 参照。			

【インプット指標】  
【(小項目)1-3-1】と同じ

評価基準	実績	分析・評価
<p>【学校法人等に対する情報提供状況】</p> <p>・学校法人等に対する積極的な情報提供について、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 学校法人の理事長・学長・校長等のリーダーを対象とした財務の見方、法人分析会を中心としたセミナーを実施したか。また、各学校法人における経営改善に関する専門性を有する人材の育成を目指したセミナーの実施に向けた検討を行ったか。</p>	<p>(5) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図るなど以下の取組を行った。(実績報告書P.85～89)</p> <p>① 学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等のリーダーを対象とした財務の見方、法人分析会を中心としたセミナーの実施及び各学校法人における経営改善に関する専門性を有する人材の育成を目指したセミナーの実施の検討</p> <p>○ 私学リーダーズセミナーの企画及び実施(実績報告書P.85～87)</p> <p>大学及び短期大学法人の理事長、学長等のリーダーが、経営面・教学面での知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、「私学リーダーズセミナー」を全国5会場</p>	<p>情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する私学リーダーズセミナー等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を行っており、評価できる。</p>

で6回開催した。参加者にアンケートを実施した結果、97.2%が「参考になった」と回答し、非常に好評であった(回収率84.6%)。

- ・ 前年度開催した私学リーダーズセミナーの講演録を作成し、学校法人等に発送した。(平成23年6月30日)

○ 人材育成セミナーの企画(実績報告書P.87～88)

人材育成セミナーについては、平成24年度に「私学スタッフセミナー」を開催することを決定し、必要な予算を計上した。

このセミナーは、将来、学校運営の中核を担う若手職員を対象として、学校法人経営や高等教育政策の課題について、広範な知識と柔軟な思考力の習得のための双方向講義やグループワークによる実践的な研修を実施し、魅力向上を目指す大学改革に向けた意欲形成を図ることを目的として平成24年度に開催することを決定し、必要な予算を計上した。また、合宿を通じ、将来に向けての人脈形成のために講師や受講生同士の交流を図ることとする。

② 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行したか。

ア 今日私学財政

イ 私立大学・短期大学等入学志願動向

② 学校法人の経営改善に資するため、刊行物を発行(実績報告書P.88～89)

学校法人の経営改善に資するため「今日の私学財政」「私立大学・短期大学等入学志願動向」を発行した。また、大学・短期大学・高等学校の教育条件や経営改善事例を調査し、「戦略的な連携・共同事例集」を作成し、ホームページに公表した。

ア 今日私学財政(実績報告書P.88)

○ 幼稚園・特別支援学校編、専修学校・各種学校編

平成22年度学校法人等基礎調査のデータに基づき、平成23年7月15日まで財務状況について集計作業を行い、平成23年8月5日に「平成22年度版今日の私学財政(幼稚園・特別支援学校編)、(専修学校・各種学校編)」として発行し、幼稚園以下の学校を設置する法人、個人立

の学校、文部科学省、私学関係団体等に計 10,133 部配付するとともに、学校法人ポータルサイトにも平成 23 年 8 月 15 日に掲載した。

○ 大学・短期大学編、高等学校・中学校・小学校編

平成 23 年度学校法人基礎調査のデータに基づき、大学、短期大学等については、平成 23 年 12 月 12 日まで財務状況について集計作業を行い、平成 23 年 12 月 22 日に「平成 23 年度版今日の私学財政(大学・短期大学編)」として発行し、高等専門学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計 939 部配付するとともに、学校法人ポータルサイトにも平成 23 年 12 月 27 日に掲載した。

高等学校・中学校・小学校については、被災した岩手県・宮城県・福島県の学校法人の基礎調査票の提出期限を平成 23 年 10 月 14 日まで延長したため、平成 24 年 3 月 2 日まで財務状況について集計作業を行い、平成 24 年 3 月 22 日に「平成 23 年度版今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)」として発行し、小学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計 1,403 部配付するとともに、学校法人ポータルサイトにも平成 24 年 3 月 26 日に掲載した。

また、広報誌『月報私学』平成 24 年 2 月号に、大学・短期大学等の財務状況を抜粋して掲載した。

イ 私立大学・短期大学等入学志願動向(実績報告書P.88～89)

平成 23 年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成 23 年 7 月 5 日まで入学志願動向の集計作業を行い、平成 23 年 7 月 28 日に「平成 23 年度私立大学・短期大学等入学志願動向」として発行し、高等学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計 2,950 部を配付するとともに、ホームページにも平成 23 年 7 月 29 日に掲載した。

また、広報誌『月報私学』平成 23 年 9 月号に、志願者数の増減比較及び入学定員充足状況を抜粋して掲載した。

<p>③ 大学等の連携・共同に関する情報等を中心に、大学・短期大学・高等学校の教育条件や経営の改善の具体的事例を現地訪問等により詳細に調査し、事例集の公表を行ったか。</p>	<p>③ 大学等の連携・共同に関する情報等を中心に、大学・短期大学・高等学校の教育条件や経営の改善の具体的な事例集の公表。(実績報告書P.89)</p> <p><u>大学等の連携・共同の戦略的な事例を中心に、大学等の教育条件や経営の改善の具体的事例を現地訪問等により詳細に調査し、「戦略的な連携・共同事例集」を作成し、平成 24 年 3 月 30 日にホームページに 11 事例を掲載し公表した。</u></p>	
---	--	--



【(中項目)1-4】	4 受配者指定寄付金事業	【評定】 A			
【(小項目)1-4-1】	(1) 利用促進に向けた取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:制度の趣旨、目的及び申請手続き等について、学校法人及び寄付者に広く周知することにより、学校法人への寄付の促進を図る。</p> <p>中期計画:ホームページ等を活用して学校法人及び企業等への広報活動を強化するなど、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた取組を行う。</p> <p>特に、経済団体や地方公共団体にパンフレットを配布するなど、寄付金制度の周知を図る。</p> <p>年度計画:ホームページ、広報誌等を活用して、引き続き受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動の強化に努める。</p> <p>また、寄付金制度の周知のためのパンフレットを作成し、経済団体や都道府県主管課等に配布する。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.90~92 参照。			

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23
人件費	32	34	27	26
業務経費	30	26	17	28
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)
従事人員数	5	5	4	4

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【利用促進に向けた取組状況】</p> <p>ホームページ、広報誌、パンフレット等を活用して、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動の強化に引き続き努めたか。また、寄付金制度の周知のためのパンフレットを作成し、経済団体や都道府県主管</p>	<p>(1)受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動を強化するため、以下の取組を行った。</p> <p><u>受配者指定寄付金制度の利用促進に向けた広報のため、「寄付金事務の手引」の概要、「寄付金パンフレット」をホームページに掲載した。また、経済団体を訪問し、会員企業への「寄付金パンフレット」の配布や事業の周知への協力を依頼した。(実績報告書 P.90~92)</u></p>	<p>寄付制度の周知、寄付集めの努力は評価できる。特にポータルサイトの開設については、大震災という異常事態に的確に対処したと評価できる。</p> <p>なお、社会貢献の一環として民間会社が「寄付」に魅力を感じることができるように、寄付志向の高揚のための施策の検討がなされる事を期待する。</p>

課等に配布したか。

○ ホームページ等の活用(実績報告書P.90)

受配者指定寄付金制度利用促進に向けた広報活動を行った。

○ 東日本大震災に係る「私学支援ポータルサイト」の開設(実績報告書P.90～91)

東日本大震災で被災した私立学校の復旧・復興とそれらを支援しようとする企業等の法人又は個人をマッチングさせて寄付金の授受を可能にするために、平成23年9月1日からホームページに「私学支援ポータルサイト」を開設した。その結果、平成24年3月31日までに以下の支援が実現された。

\* 寄付者:7件 2,297万円

〔法人 3件:1,963万円  
企業 1件: 200万円  
個人 3件: 134万円〕

\* 受入学校法人:45法人(延べ74校)

〔大学法人 7法人:1,070万円  
幼稚園法人 36法人:1,167万円  
宗教法人(幼稚園) 2法人: 60万円〕

※うち15校は、平成24年3月31日現在、受配者指定寄付金配付手続き中である。

○ 『寄付金事務の手引』及び『寄付金パンフレット』の作成・配布(実績報告書P.91～92)

学校法人の受配者指定寄付金制度の理解と利用に供するため、『寄付金事務の手引』を見直して作成し、学校法人・都道府県主管課に配布した。

また、私立学校への寄付の拡充に向けて、法人等寄付者に制度をより理解してもらうための『寄付金パンフレット』を学校法人、都道府県主管課、経済団体に配布した。

- ・ 私学団体への受配者指定寄付金制度の概要の説明及び『寄付金パンフレット』の配付

新潟県私立中学高等学校事務(局)長研修会(平成23年11月4日)において、受配者指定寄付金制度の説明を行い、

『寄付金パンフレット』を配布した。

- ・「私学リーダーズセミナー」での『寄付金パンフレット』の配布  
平成23年10月5日～12月21日の間、名古屋・京都・東京(2回開催)・福岡・仙台の全国5会場で実施された「私学リーダーズセミナー」において、参加者に『寄付金パンフレット』を配布した。

○ 受配者指定寄付金の利用状況(実績報告書 P.92)

「受配者指定寄付金制度」の利用により、当該年度に寄付金を受け入れた学校法人数及び寄付者数(企業等法人)は、下表のとおりである。

受配者指定寄付金 利用状況(平成20年度～23年度)

利用年度	20年度		21年度		22年度		23年度	
	学校法人数	寄付者数	学校法人数	寄付者数	学校法人数	寄付者数	学校法人数	寄付者数
大 学	175	5,640	188	4,899	191	4,644	192	5,242
短期大学	13	176	13	124	11	96	10	112
高等学校・中学校・小学校・特別支援	65	572	77	912	97	912	99	876
幼稚園	8	31	12	95	14	432	29	250
専修学校	25	126	31	185	28	144	27	62
合 計	286	6,545	321	6,215	341	6,228	357	6,542

注1: 学校法人数は実数

注2: 寄付者数は法人(企業等)のみで、延べ数である。

【(小項目)1-4-2】	(2) 電算処理システムの構築状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 寄付金の受入れから配付までの業務について、学校法人及び寄付者の要望等も踏まえつつ、円滑かつ適切に事務処理を行う。</p> <p>中期計画: 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システムを構築する。</p> <p>年度計画: 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が申請書類を作成する際に必要となる情報を認証システム*を介して提供できるよう、寄付金業務電算処理システムを構築し、学校法人の事務負担軽減を図る。</p> <p>* 認証システムとは、事業団が発行した認証キーを持つもののみが当該法人の情報を取得できるシステムをいう。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.93～96 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-4-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【電算処理システムの構築状況】</p> <p>学校法人の事務負担軽減のため、寄付金業務電算処理システムを構築したか。</p>	<p>(2) 寄付金業務の電算処理システムについては、平成 19 年に策定された「高度総合情報推進計画(平成 20～24 年度)」において、平成 23 年度にシステム開発を行い、平成 24 年度に稼働する計画となっていた。</p> <p><u>当該システムは、学校法人の事務負担軽減を図り、寄付金業務の簡素合理化を進めるため、寄付金業務電算処理システムを構築した(平成 24 年 3 月 27 日システム完成)。当該システムの稼働により、入金情報、寄付者情報等をデータベースとして一元管理することで情報の安全性が高まり、また、受配者指定寄付金を利用している学校法人においては、認証システムを利用した学校法人ポータルサイトを介して、自法人の寄付金情報を随時参照・取得することが可能となり、学校法人の事務負担軽減が図られた。(実績報告書P.93～96)</u></p> <p>○ 開発システムの概要(実績報告書 P.93)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部システム(対象:事業団寄付金事務担当者) <ul style="list-style-type: none"> <li><u>複数のエクセルファイルに分散されていた「入金情報」「寄付者情報」等の寄付金業務に係る情報をデータベースとして一元管理することで、情報の安全性を高めるとともに、業務の効率化を図る。</u></li> </ul> </li> </ul>	<p>寄付金業務の電算処理システムを構築、稼働により、入金情報、寄付者情報等をデータベースとして一元管理することで情報の安全性が高まり、また、受配者指定寄付金を利用している学校法人においては、認証システムを利用した学校法人ポータルサイトを介して、自法人の寄付金情報を随時参照・取得することが可能となったことは評価できる。</p> <p>今後は、寄付金業務電算処理システムの稼働による学校法人の事務負担軽減に期待したい。</p>			

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外部システム(対象:学校法人寄付金事務担当者) データベースに蓄積された情報を集計し、「学校法人ポータルサイト」を介して学校法人へと提供する。これにより、従来は事業団への直接的な問い合わせ(文書・電話等)でしか得られなかった自法人の寄付金に係る情報をいつでも参照、取得することが可能となる。なお、提供に際しては、認証システム*を利用し、「親認証」保持者および「寄付金情報を閲覧可能とした子認証」保持者のみを閲覧対象者とした。これにより、学校法人が選択した担当者以外の不当な情報閲覧・取得を防止し、提供情報の安全性を確保することができる。 * 認証システムとは、事業団が発行した認証キーを持つもののみが当該法人の情報を取得できるシステムをいう。</li></ul>	
--	---	--

【(中項目)1-5】	5 学術研究振興基金事業				【評定】 A			
【(小項目)1-5-1】	(1) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況				【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立大学等における学術研究の充実を図り、真に必要な支援となるよう、社会のニーズや今後の学術研究に貢献するテーマを的確に把握する。</p> <p>中期計画:社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しを行う。</p> <p>年度計画:社会のニーズや学術研究の発展に貢献するため、若手研究者奨励金の対象分野の見直しなど採択基準等の適時適切な見直しを行い、学術研究振興資金を交付する。</p>								
H19								
H20								
H21								
H22								
—								
A								
A								
A								
実績報告書等 参照箇所								
実績報告書 P.97~99 参照。								
【インプット指標】 (単位:百万円、人)								
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23				
人件費	10	11	8	14				
業務経費	9	11	10	14				
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)				
従事人員数	3	3	3	4				
注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。								
注2:単位は百万円未満切り捨てである。								
注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※								
注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。								
※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。								
なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。								
評価基準		実績			分析・評価			
【交付対象事業・選択基準等の見直し状況】 平成23年度の学術研究振興資金について、若手研究者奨励金の対象分野の見直しなど採択基準等の見直しを適切に行ったか。		(1) 社会のニーズや学術研究の発展に貢献するため、以下のとおり、若手研究者奨励金の対象分野の見直しなど採択基準等の適時適切な見直しを行い、学術研究振興資金を交付した。(実績報告書P.97~99) ○ 平成23年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付(実績報告書P.97)			平成23年度の学術研究振興資金について、若手研究者奨励金の対象分野を見直し、交付枠を拡大するなど採択基準等の見直しを適切に行っている。			

申請のあった研究計画について、各分野別に審査するとともに、その評価に基づいて「第39回学術研究振興資金選考委員会」(平成23年2月21日)で審議を行い、平成23年2月23日付けで採択を決定し、平成23年5月27日に資金を交付した。

- ・ 学術研究振興資金:応募 189 件、交付 74 件、交付総額 119,500 千円
- ・ 若手研究者奨励金(理工・農学系):応募63件、交付20件、交付総額 10,000 千円。

○ 平成 24 年度分の学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付に向けた取組(実績報告書P.97～99)

当該資金をより多くの学校法人に活用してもらうことを目的に、平成 24 年度交付分の公募等に係る次のような見直しを行うとともに、学術研究振興資金選考委員会委員及び若手研究者奨励金審査専門委員に対し、社会のニーズや学術研究の発展に貢献する研究課題を選考するための書類審査を依頼した。

① 若手研究者奨励金の対象分野の変更、交付枠の拡大(実績報告書P.98)

- ・ 平成 24 年度・25 年度交付分は「生物学系、医学系及び生物学系・医学系の複合分野」を対象(交付額 1 件 50 万円)とすることとした。
- ・ 研究環境や資金に恵まれない若手研究者を支援し、その研究意欲を高めるため、若手研究者奨励金を、総額 1,000 万円から 1,500 万円に拡大することとした。

平成 24 年度:総額 1,500 万円(奨励金額 50 万円、30 件交付予定)

[参考 平成 23 年度:総額 1,000 万円(奨励金額 50 万円、20 件交付)]

② 学術研究振興資金採択基準及び若手研究者奨励金採択基準について見直し、審査方法についての改正

- ・ 学術研究振興資金採択基準の改正(実績報告書P.98)

\* 学術研究振興資金選考委員会委員が応募書類を審査する方法について、3 点(中央)に評価が集中しやすい「5 点法」を

「4点法」に改め、また、それまではなかった「評価点分布の目安(25%ずつ)」も新たに基準に加えることにより、相対評価による評価をより明確にした。

・ **若手研究者奨励金採択基準の改正(実績報告書P.98)**

- \* 若手研究者奨励金の交付対象である「助教」又は「ポスト・ドクター」の応募対象年齢を拡大するため、交付対象年4月1日現在の年齢「37歳以下」の要件を、「39歳以下」に改めた。
- \* 若手研究者奨励金審査専門委員が応募書類を審査する方法について、「5点法」を「4点法」に改め、「評価点分布の目安(25%ずつ)」も新たに基準に加えることにより、相対評価による評価をより明確にした。

・ **学術研究振興資金選考委員会要綱の改正(実績報告書P.98)**

学術研究振興資金の応募研究分野が多岐にわたる現状をふまえ、審査の充実を図るため、委員会組織について「15名以内」という人数を「18名以内」と改めた。

・ **学校法人の応募等に係る改善(実績報告書P.98～99)**

- \* 応募書類の作成が容易にできるよう、学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募通知において、具体的な記入例や記入上の注意点を記載した。
- \* 研究者の今後の申請や研究遂行上の参考としてもらうため、採択・不採択にかかわらず全応募者に対し、選考委員会委員及び審査専門委員による評価結果(審査時のコメントを付記)を送付することとした。

・ **若手研究者奨励金交付校からのアンケート結果のホームページへの掲載等(実績報告書P.99)**

- \* 平成22年度若手研究者奨励金の交付校及び研究者に対し、アンケートを取り、交付に係る見直しの参考とした。また、意見・要望について、アンケート結果を事業団ホームページに掲載した(平成23年8月26日掲載)。



○ 今後の学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の在り方等(実績報告書P.99)

平成24年2月20日に開催した「第40回学術研究振興資金選考委員会」において、平成25年度交付分以降の学術研究振興資金の在り方について、選考委員会委員との意見交換を行った。各委員の意見も踏まえ、当該資金が私立大学等にとって「真に必要な支援」となるよう、交付に係る見直しについて引き続き検討を行うこととしている。

【(小項目)1-5-2】	(2) 研究成果の公開、普及の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:研究成果の公開、普及への取組を積極的に行う。</p> <p>中期計画:国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録し公開するなど、広く研究者への普及に努める。</p> <p>年度計画:研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図る。</p> <p>① 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成22年度の「研究報告」を作成・配布する。</p> <p>② 学術研究振興資金の公募要領等をホームページ等に掲載する。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.103~104 参照。			
【インプット指標】					
【(小項目)1-5-1】と同じ					
評価基準		実績		分析・評価	
<p>【研究成果の公開、普及の取組状況】</p> <p>学術研究振興資金制度の周知を図るため、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成22年度の「研究報告」を作成・配布したか。</p>		<p>(2) 研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図るため、以下の取組を行った。(実績報告書P.100~101)</p> <p>① 国立情報学研究所のデータベースへの研究成果の収録及び平成22年度の「研究報告」の作成・配布</p> <p>○ 国立情報学研究所のデータベースへの研究成果の収録(実績報告書P.100)</p> <p>広く一般の研究者への情報サービス及び公表のため、平成22年度学術研究振興資金の交付研究課題の研究成果について、研究テーマ、研究代表者、研究機関名、研究期間、研究の概要等のデータを、国立情報学研究所の学術コンテンツの一環である「民間助成研究成果概要データベース」へ、公益財団法人助成財団センターを通じて情報提供し、収録を確認した。</p> <p>(収録原稿送付:平成23年7月26日 データベース収録:平成24年1月4日)</p> <p>○ 『平成22年度学術研究振興資金 学術研究報告』の作成・配布(実績報告書P.100)</p> <p>平成22年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付対象の研究成果を学校法人の研究者や学術研究振興基金</p>		<p>研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図るとともに、国立情報学研究所のデータベースへの研究成果の収録及び平成22年度の「研究報告」を作成・配布しており、適切に取組が実施されていると評価できる。</p>	

<p>② 学術研究振興資金の公募要領等をホームページ等に掲載したか。</p>	<p>への寄付者等に対し、提供するため、『平成 22 年度学術研究振興資金 学術研究報告』をCD-Rとして作成し、平成 22 年度資金交付校、基金への寄付者、民間助成団体、国立国会図書館等に配布した(配布:135 部、平成 23 年 10 月 17 日)。</p> <p>○ 広報誌『月報私学』への研究成果の掲載(実績報告書P.100)  一般の研究者への情報提供及び私立大学等における若手研究者への当該資金制度の周知のため、平成 22 年度若手研究者奨励金に採択された大学及び短期大学の助教 2 名の研究成果を、広報誌「月報私学」平成 23 年 8 月号に掲載した。</p> <p>② 学術研究振興資金の公募要領等のホームページ等への掲載</p> <p>○ 公募要領及び記入要領のホームページでの公開(実績報告書 P.100)  学校法人の研究者、事務担当者への周知・利便のため、平成 24 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募要領、記入要領、申請書様式(ダウンロード可能)を、学校法人宛て公募通知文書の発送と同時に事業団ホームページに掲載し研究者等への周知・利便を図った(平成 23 年 8 月 26 日)。</p> <p>○ 学術研究振興資金制度の情報提供(実績報告書P.100～101)  学術研究振興資金制度の周知を図るため、「助成団体データベース」(公益財団法人助成財団センター)、「大学病院医療情報ネットワーク」(大学病院医療情報ネットワーク研究センター)及び「産学官連携支援データベース」(独立行政法人科学技術振興機構)のそれぞれのホームページに事業団の機関情報と学術研究振興資金の情報の更新を依頼し、その更新を確認した。</p> <p>また、私立大学等が参加する各種研修会等の会場にて、平成 24 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募に係るチラシを配布した。</p>	
--	--	--

<b>【(小項目)1-5-3】</b>	(3) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	<b>【評定】</b> A			
<p><b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b></p> <p>中期目標: 選考審査の客観性及び透明性の確保を図る。</p> <p>中期計画: 研究課題の採択にあたっては、審査の客観性及び透明性を確保する観点から、引き続き外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行うとともに、採択状況等を公表する。</p> <p>年度計画: 選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表する。</p> <p>① 採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行う。</p> <p>② 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載する。</p>		H19	H20	H21	H22
<p><b>【インプット指標】</b></p> <p><b>【(小項目)1-5-1】と同じ</b></p>		—	A	A	A
<b>実績報告書等 参照箇所</b>					
実績報告書 P.102~103 参照。					
<b>評価基準</b>	<b>実 績</b>	<b>分析・評価</b>			
<p><b>【審査の客観性及び透明性の確保の取組状況】</b></p> <p>選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表するため、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行ったか。</p>	<p>(3) 選考審査の客観性及び透明性を確保し採択状況等を公表するため、以下の取組を行った。(実績報告書P.102~103)</p> <p>① 選考委員会委員における研究分野別の審査</p> <p>○ 選考委員会委員による審査方法(実績報告書P.102~103)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学術研究振興資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度交付分の研究課題の採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員18名で構成された「第40回学術研究振興資金選考委員会」を開催し(平成24年2月20日)、「人文・社会科学系」、「理工系」、「生物系」の系統分野ごとに、「学術研究振興資金採択基準」(平成16年3月30日理事長決裁)に基づき、①研究目的、②研究計画、③研究の独創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性、の5つの評価項目について採点方式(5項目×4点=20点満点)による審査を行い、評価点平均による順位付けを行った。なお、同点の場合は、「総合的に見て特に優れている」として選考委員の推薦を受けた数が多い研究課題を上位とした。</li> </ul> </li> <li>・ 若手研究者奨励金</li> </ul>	<p>選考審査の客観性及び透明性を確保し採択状況等を公表するため、①選考委員会委員における研究分野別の審査、②採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載を行っており、取組が適切に実施されていると評価できる。</p>			

<p>② 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載したか。</p>	<p>平成 24 年度交付分の研究課題の採択にあたっては、「<u>学術研究振興資金(若手研究者奨励金)採択基準</u>」(平成 19 年 10 月 18 日理事長決裁)に基づき、「生物学系、医学系及び生物学系・医学系の複合分野」を、外部の審査専門委員 5 名により、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の独創性、④研究の発展性、の 4 つの評価項目について採点方式(4 項目×4 点=16 点満点)による審査を行い、<u>評価点平均による順位付けを行った</u>。なお、同点の場合は、「総合的に見て特に優れている」として選考委員の推薦を受けた数が多い研究課題を上位とした。</p> <p>② 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載(<b>実績報告書 P.103</b>)</p> <p><u>平成 24 年度交付に係る見直しを行い、改正後の採択基準のほか応募状況・採択状況をホームページに掲載した。</u></p> <p>○ 採択基準の掲載(<b>実績報告書P.103</b>)</p> <p>学術研究振興資金について、平成 24 年度交付に係る見直しを行い、<u>改正後の採択基準をホームページに掲載した</u>(掲載日:平成 23 年 7 月 1 日)。</p> <p>○ 応募状況の掲載(<b>実績報告書P.103</b>)</p> <p>平成 24 年度学術研究振興資金の研究区分別、新規・継続別、学校種別の応募件数及び資金交付希望額並びに<u>平成 24 年度若手研究者奨励金の応募状況をホームページに掲載した</u>(掲載日:平成 23 年 11 月 25 日)。</p> <p>○ 採択状況の掲載(<b>実績報告書P.103</b>)</p> <p>平成 24 年 2 月 20 日に開催された「第 40 回学術研究振興資金選考委員会」において審議され、採択の決定した<u>平成 24 年度学術研究振興資金(71 件)及び若手研究者奨励金(30 件)の研究課題について、交付先、交付額及び研究テーマ等の採択状況をホームページに掲載した</u>(掲載日:平成 24 年 3 月 1 日)。</p>	
--	---	--

【(小項目)1-5-4】	(4) 取扱基準の周知の取組状況	【評定】  A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学術研究振興資金の適正な使用に関する取組を強化し、学校法人に対し周知徹底を図る。</p> <p>中期計画:学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を図る。</p> <p>年度計画:学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、引き続き取扱基準の周知徹底を行う。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	B	A	A
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.104 参照。</p>			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【取扱基準の周知の取組状況】</p> <p>学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、取扱基準の周知徹底を図ったか。</p>	<p>(4) 学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、引き続き取扱基準の周知徹底を行うため、以下の取組を行った。(実績報告書P.104)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学術研究振興資金等の適正な使用等についての文書による依頼(実績報告書 P.104) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付が決定した学校法人の理事長、研究者及び資金事務担当者に対し、「学術研究振興資金の適正な使用について(お願い)」を、交付決定通知書に同封して送付し、当該資金についての適正な管理・執行を依頼するとともに、不適切な使用を行った場合の資金の返還、応募資格の停止等の措置についても周知をした(94件:平成23年5月10日送付)。</li> <li>(平成20年度109件、平成21年度90件、平成22年度91件)</li> </ul> </li> <li>○ 平成24年度分公募要領における注記(実績報告書 P.104) <ul style="list-style-type: none"> <li>学術研究振興資金等の適正な使用に関して、平成24年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募要領の中に当該研究以外への使用や架空取引等の不適切な使用とならないよう、学校</li> </ul> </li> </ul>	<p>学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、取扱基準の周知徹底を図っており、取組が適切に実施されていると評価できる。</p>			

	<p>法人は十分な管理をすること、又、不適切な使用が行われた場合は、資金の返還や応募資格の停止など厳正な措置をとる旨を注記し、発送した(大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人、653 法人平成 23 年 8 月 26 日)。</p> <p>(平成 20 年度 656 法人、平成 21 年度 652 法人、平成 22 年度 654 法人)</p> <p>○ 不適切な使用に係る取扱いの周知(実績報告書 P.104)</p> <p><u>「学術研究振興資金等の不適切な使用等が行われた場合における取扱い」</u>(平成 20 年 8 月 13 日理事長裁定、平成 20 年 4 月 1 日から適用)を、引き続きホームページに掲載した。</p>	
--	--	--

【(小項目)1-5-5】	(5) 基金事業の広報活動状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学術研究振興基金の趣旨・目的等の広報活動を強化し、寄付者の理解向上に努める。</p> <p>中期計画:経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業の意義についての理解と協力を得て、基金の増額を図るため、ホームページ等を活用して広報活動を強化する。</p> <p>年度計画:経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動の強化に引き続き努める。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.105~106 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【基金事業の広報活動状況】</p> <p>学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動の強化に努めたか。</p>	<p>(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、以下のとおり広報活動の強化に努めた。(実績報告書 P.105~106)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページへの掲載(実績報告書 P.105) 「学術研究振興基金のご案内」、「募金協力へのお願い」、「寄付の申込方法」、「寄付金に係る減免税措置」について、引き続きホームページに掲載した。</li> <li>○ 新たな媒体等を利用した広報活動(実績報告書 P.105) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本経団連発行「週刊経団連タイムス」紙面において、学術研究振興基金への寄付願いの広告を2回掲載した(平成24年1月19日号及び1月26日号)。</li> <li>・ 広報誌『月報私学』において、「学術研究振興基金への寄付のお願い」と題し、税法上の優遇措置を含め募金協力をアピールする記事を掲載した(平成23年9月号及び平成24年3月号)。</li> <li>・ 全国8か所にある事業団の宿泊施設(ガーデンパレス)に「募金趣意書」を配置し、施設利用者等、広く一般に対して募金協力を呼びかけた(平成23年5月9日、11月25日 送付)。</li> </ul> </li> <li>○ 「募金趣意書」の経済団体等への配布(13団体・275部)(実績報告</li> </ul>	<p>学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動を積極的に行っており、取組が適切に実施されていると評価できる。</p>			



**書 P.105)**

経済界への基金事業に係る広報活動のため、経済団体等を訪問し(平成 23 年 10 月 18 日～10 月 28 日)、平成 23 年度版「募金趣意書」の、各団体の会員企業等への配布を依頼した。なお、訪問した経済団体等からは、広報誌等に同封して会員企業に送付することや、会員企業が集まる会議や各種委員会で配布する旨の回答を得た。

○ 学術研究振興基金への寄付金額(経済団体及び個人)(**実績報告書 P.106**)

- \* 平成 20 年度:5,201 千円
- \* 平成 21 年度:5,667 千円
- \* 平成 22 年度:5,202 千円
- \* 平成 23 年度: 151 千円(※)

※ 平成 23 年度の寄付金額が例年に比べて少額となったのは、学術研究振興基金への寄付を継続的に行っていた経済団体が、当初予算の段階では当該基金への寄付を予定していたところ、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災地への義援金に、事業団への寄付金を振り替えたことが主な原因である。

【(中項目)1-6】	6 事業に関する情報開示	【評定】 A			
【(小項目)1-6-1】	(1) ホームページ等を活用した情報開示の状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p> <p>中期計画:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p> <p>年度計画:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b> 実績報告書 P.107~111 参照。			

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23
人件費	-	-	-	-
業務経費	-	-	-	-
(貸付事業収益)	(-)	(-)	(-)	(-)
従事人員数	-	-	-	-

【インプット指標を記載できない理由】

私学事業団のホームページ、広報誌「月報私学」及び新聞等の発表に関しては、各課の担当者が業務の一環として作成、編集、申請、承認及び照会を行っているため、専属で従事している部署や組織、人員は存在していない。また、システム維持管理経費(ホームページ)及び広報関係経費(印刷・発送費)についても上記の事情からセグメント毎に割り振られるために記載することは困難。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【ホームページ等を活用した情報開示の状況】</p> <p>私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報について、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行ったか。</p>	<p>(1) 事業に関する情報について以下のとおり積極的な情報開示を行った。 (<b>実績報告書P.107~111</b>)</p> <p>ホームページや広報誌「月報私学」等を活用して、以下の事業に関する情報開示を行った。</p> <p>○ 私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示 (<b>実績報告書P.107</b>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞等への発表(<b>実績報告書P.107</b>)</li> <li>・ホームページを活用した積極的な情報開示(<b>実績報告書P.107</b>)</li> </ul>	<p>事業に関する情報について、ホームページや広報誌「月報私学」等を活用して積極的な情報開示を行っており、評価できる。</p> <p>今後は、新聞等への情報提供を更に促進することを期待する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>広報誌『月報私学』への掲載(実績報告書P.107)</u></li> <li>○ 受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示(実績報告書P.108) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページを活用した積極的な情報開示 受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付対象事業名について、配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載の件数は 365 件であった。</li> </ul> </li> <li>○ 学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報開示(実績報告書P.108) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページを活用した積極的な情報開示(実績報告書.108) 平成 24 年 2 月 20 日に開催した学術研究振興資金選考委員会において審議され、採択の決定した<u>平成 24 年度学術研究振興資金 71 件及び若手研究者奨励金 30 件の研究課題について、採択学校名、研究課題名、交付予定額等の採択状況をホームページで公開した(平成 24 年 3 月 1 日)</u>。</li> <li>・ <u>広報誌『月報私学』への掲載(実績報告書.109)</u> 平成 22 年度若手研究者奨励金に採択された大学及び短期大学の助教 2 名の交付対象となった研究の成果を、広報誌『月報私学』平成 23 年 8 月号に掲載した。</li> </ul> </li> </ul>	
--	---	--

【(小項目)1-6-2】	(2) 公表資料のホームページへの掲載状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p> <p>中期計画: 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p> <p>年度計画: 法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料については、速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p>		H19	H20	H21	H22
		—	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-6-1】と同じ</p> <p>【インプット指標を記載できない理由】</p> <p>私学事業団のホームページは、各課担当者が業務の一環として作成や編集を行い、管理者に対する申請、承認を経て外部に公開する仕組みとなっているため、ホームページ業務として専属で従事している部署や組織、人員は存在していない。また、システム維持管理経費についても上記の事情からセグメント毎に割り振られるために記載することは困難。</p>		実績報告書 P.112～114 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【公表資料のホームページへの掲載状況】</p> <p>法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料については、速やかに開示するとともに、開示と同時にホームページに掲載するという原則を維持できたか。</p>	<p>(2) <u>法令で公表が義務付けられている資料のほか、関連部署と連携し、自主的に公表した資料について最新の情報をホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知した。(実績報告書P.112～114)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>法令で公表が義務付けられている資料(実績報告書P.112)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業団法による公表</li> <li>・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表</li> <li>・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表</li> <li>・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による公表</li> </ul> </li> <li>○ <u>公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表した資料(実績報告書P.113～114)</u></li> </ul>	<p>法令で義務付けられている資料のほか、自主的に公表した資料について最新の情報をホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知しており、評価できる。</p>			